

新規就農相談資料

新しく 農業を 始めたいあなたに... ふくしまで

公益財団法人
福島県農業振興公社



目 次

はじめに	1
1 新しく農業を始めるまでのステップ	2
2 新規就農にあたって	3
(1) 心構え	3
(2) 農業経営イメージの明確化	4
(3) 就農地域の選定	5
3 新規就農の5つのポイント	6
(1) 農業技術の習得（ポイント①）	6
(2) 資金の確保（ポイント②）	7
(3) 農地の取得（ポイント③）	8・9
(4) 農業機械と施設の取得（ポイント④）	10
(5) 住宅の確保（ポイント⑤）	10・11
4 その他の留意事項	12
(1) 県・市町村の支援措置の活用	12
(2) 家族の同意	12
(3) 地域社会とのコミュニケーション	12・13
5 農業法人等に就職する場合	14
(1) 農業法人とは	14
(2) 農業法人への就職	14
(3) 求められる人材	14
(4) 農業法人等による雇用と研修（雇用就農資金）	15
(5) 人材派遣会社を活用した農業法人等への就職	15
6 活用できる支援制度	16
(1) 青年等就農計画制度	16
(2) 青年等就農資金	16・17
(3) 新規就農者育成総合対策	18～20
(4) 雇用就農資金（雇用就農促進支援）	21
(5) 経営発展支援事業（機械・施設、家畜導入、果樹改植、リース料等が対象）	22
参考資料（○研修機関が必要とする基準　○福島県が認めた研修機関一覧表）	22～25
7 先輩新規就農者からの助言	26・27
8 就農後の留意事項	28・29
9 知っておきたい主な関係機関	30～33
10 福島県の位置及び福島県農業の全国における位置	34・35
11 令和6年度の新規就農者数について	36・37
12 新規就農者チェックシート	38～42
13 令和7年度福島県農業総合センター農業短期大学校就農研修	43・44
14 参考（ふくしまの農林水産物）	45～50

は じ め に

東日本大震災から14年が経過し、福島県の農業は、復興に向けた積極的な取組により加速化しており、スマート農業等新たな農業の展開についても、農業者の皆様も含め、関係者一丸となって取り組んでいるところです。

しかし、最近、新型コロナウイルス禍の社会情勢等は回復傾向にありますが、物価高騰や雇用対策等が課題となっています。

その中において、魅力あふれる産業として「農業」がクローズアップされ、新規就農相談件数や就農者の増加傾向が見られ、今後の福島県の農業に希望が持てる状況にもあります。

是非、やりがいのある「農業」を、この「ふくしまの地」で始めていただきたいと思います。

本書は、新たに就農を希望される皆様の心構えなど、順を追って記載していますので、「新規就農のためのガイドブック」として、ご活用いただければ幸いです。

なお、本書は、一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター発行の「就農案内読本2024」及び「令和3年度新規就農者の就農実態に関する調査結果」を参考に編成しています。

福島県農業振興公社就農支援課では、農業に興味や関心を持ち、農村生活を愛する方々のために、本社以外に、県内の各県農林事務所に「就農コーディネーター」を配置し、就農に必要な情報や受け入れ市町村の紹介、農村生活での不安や疑問等に答えるための「新規就農相談窓口」を開設しています。

さらに、令和5年度より、就農・定着、経営安定から発展まで幅広く支援できる“ワンストップ・ワンフロア”による福島ならではの相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を設置しました。どうぞ、お気軽に、電話やオンライン、面談などによりご相談ください。

○主な相談内容

- 1 新規就農にあたっての心構えについて
- 2 県内農業の実情と農業施策等について
- 3 農業技術習得や農業経営改善についての悩み事について
- 4 就農に必要な資金計画やその対応について
- 5 農業研修を希望する場合の受け入れ農業者・農業法人・研修機関等について
- 6 就農希望者を受け入れてくれる市町村や法人等について
- 7 支援関係機関・団体等の紹介 など

「福島県農業振興公社 就農支援課」

○所 在 〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館1階
○電 話 024-521-8676
○F A X 024-521-7437
○E-Mail center@fnk-syunou.jp
○U R L <http://www.fnk-syunou.jp/>



就農支援課HP

1 新しく農業を始めるまでのステップ

I 情報や基礎知識の収集

農業を始めるにあたり、まずは情報や基礎知識を集めましょう。

- ①就農支援センター(就農コーディネーター)は、就農に関する様々な相談を受付けています。
- ②県農林事務所(農業振興普及部、農業普及所)では、地域での就農相談を受付けています。
- ③各市町村就農相談窓口では、各市町村に就農を希望する方の相談を受付けています。
- ④就農相談会(東京や各地方開催)では、相談ブースを出展し、就農相談を受付けています。
- ⑤全国新規就農相談センターや就農支援センターのホームページ等で情報を集めます。

II 体験・現地見学・短期研修

自分の理想のイメージとのミスマッチを防ぐため、農業体験や短期研修を行いましょう。

- ①県農業短期大学校では、就農前に農業全般にかかる基礎的な学習及び農作業(露地野菜等)の体験ができる研修を実施しています。
- ②先進農業者や農業法人では、実践的な就業体験ができる農業インターンシップなどを実施しています。

III 農業法人・公的研修機関等での長期研修

農業経営ビジョンの明確化(何を・どこでなど)を図り、技術や経営のノウハウを習得するための研修を受けましょう。(県内には、143ヶ所の研修機関があります)

- ①県農業総合センター農業短期大学校及び果樹研究所等では、就農のため1年間を単位として栽培技術や経営技術を体系的に習得できる研修を実施しています。
- ②先進農業者や農業法人では、研修支援金等を得ながら研修を受けることができます。
- ③郡山市園芸振興センター及びくにみ農業ビジネス訓練所では、就農のための栽培技術や経営技術などを体系的に習得できる研修を実施しています。
- ④鯉淵学園(茨城県)、日本農業実践学園(茨城県)、日本農業経営大学校(東京都)などでは、実践的な農業研修を受けることができます。

IV 就農に必要なものを確保

技術等の習得と並行して、就農に必要なものの確保と各種手続きを進めましょう。

- ①資金の確保は、農地や農業機械の借入(購入)、現金収入があるまでの生活費のためにも必要です。市町村やJAなどに相談しましょう。
- ②農地の確保は、農業経営を自ら始めるためには必須です。市町村、農業委員会、農地中間管理機構等へ相談しましょう。
- ③その他、住宅の確保や農業を始めるにあたっての手続きなど、市町村、県農林事務所、就農支援センター(就農コーディネーター)などへご相談ください。

希望あふれる就農へ

注：実際はいろいろなケースがあります。おおよそのモデルケースとしてお考えください。

2 新規就農にあたって

(1) 心構え

強い情熱と意欲、起業マインドが必要です。

まずは、農業や農村生活にいろいろな夢やあこがれを持つことが大切です。

そして、実際に農業を始めようとする場合は、「夢を現実のものにするぞ!」という強い意欲と情熱が欠かせません。

例えば、成長産業の一つとして注目を集めている農業の分野で、「社会に貢献できる経営者になってやるぞ!」という起業マインドが必要となります。

「農業が好きだから」「自然や動物が好きだから」といった自然・環境志向の理由とあわせ、「自ら経営の采配を振れるから」が全体の5割、「農業はやり方次第で儲かるから」が全体の4割近くを占めるなど、農業経営者としての裁量や経済面での可能性に着目する新規就農者が増えてきています。

表1 新規参入者の就農した理由（複数回答）

（単位：％）

就農した理由		割合
自然・環境	農業が好きだから	36.4
	自然や動物が好きだから	20.1
	農村の生活（田舎暮らし）が好きだから	15.7
安全・健康	食べ物の品質や安全性に興味があったから	17.0
	有機農業をやりたいから	10.8
家族・自由	時間が自由だから	28.3
	家族と一緒に仕事ができるから	15.1
	子供を育てるには環境が良いから	10.5
	配偶者が農業を始めたから	2.0
経営	自ら経営の采配を振れるから	51.6
	農業はやり方次第でもうかるから	35.2
	以前の仕事の技術を生かしたいから	7.9
消極的	会社勤めに向いていなかったから	22.1
	都会の生活が向いていなかったから	5.2

令和3年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

(2) 農業経営イメージの明確化

自分が就農を意識するようになった動機も十分にふまえて、自分がやりたい農業のイメージを固め、相談などを通じて次第に具体化していく必要があります。

一概に農業といっても、稲作、野菜、花き、果樹、畜産と作目の幅が広く、しかも、野菜、花きは露地栽培のほか、集約的な施設栽培（水耕栽培等）もあります。

さらに、栽培方法も農薬や化学肥料を使用する慣行農法のほかに、農薬や化学肥料を使用しない有機農法（考え方によっていろいろなやり方がある）などの独自のやり方もあります。

また、経営のスタイルとして、経営作目を単品に絞る単一経営（専作経営）を採用するか、経営リスク分散や家族労働力の適正配分、または、耕種部門と畜産部門の有機的結合に着目して複数作目を経営する複合経営を採用する方法もあります。

表2 新規参入者の経営資源等の情報源（複数回答）

（単位：％）

情 報 源	地域の選択	農地の確保	販売先の確保	住宅の確保	資金の確保
全国段階の就農相談窓口	8.6	0.8	0.0	0.2	1.6
都道府県段階の就農相談窓口	17.0	5.2	1.1	0.9	7.3
農業普及指導センター	10.0	7.4	3.2	0.9	15.7
市町村	20.2	30.2	5.9	15.8	27.3
農業委員会	5.9	25.9	1.0	1.3	2.9
農協	8.9	15.7	48.8	2.3	26.3
研修先	16.9	27.1	19.2	7.3	5.9
一般農家・農業法人	11.6	22.7	15.9	5.7	3.1
農業大学校等	4.0	1.6	1.2	0.1	2.1
書籍や雑誌	3.7	0.5	1.4	0.6	1.4
インターネット	14.6	2.9	14.7	8.9	6.6
農業資材・機械等の業者	1.1	1.0	0.9	0.2	0.7
不動産業者	1.5	2.3	0.2	12.8	0.0
流通・小売業者	0.7	0.3	11.9	0.2	0.2
親や兄弟、親類、知人	24.9	28.0	20.4	21.6	13.0
日本政策金融公庫	0.2	0.0	0.1	0.1	29.0
銀行等金融機関	0.1	0.0	0.4	0.5	8.3
その他	5.2	5.0	5.6	5.2	3.9

令和3年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

(3) 就農地域の選定

農業をどこでやるか、いわゆる就農地域はどこでも良いという訳ではありません。
自分のやりたい農業のイメージを固め、希望する地域を決める必要があります。

- ア 作物には適した気象条件や土壌条件があることから、「どんな農業をやりたいか」というイメージがあれば、候補地域を選ぶための重要なポイントになります。
- イ 希望する作物が決まり就農地域を決定する場合、いわゆる「主産地」といわれる地域は、生産技術の指導体制や生産物の出荷体制が整備されており、新規就農者が入りやすい環境を整えているところが多いことから、有利な候補地といえます。
- ウ 家族の同意を得るために生活条件（市町村役場、農協、病院、学校、スーパー等店舗、金融機関などへの利便性）も考慮する必要があります。

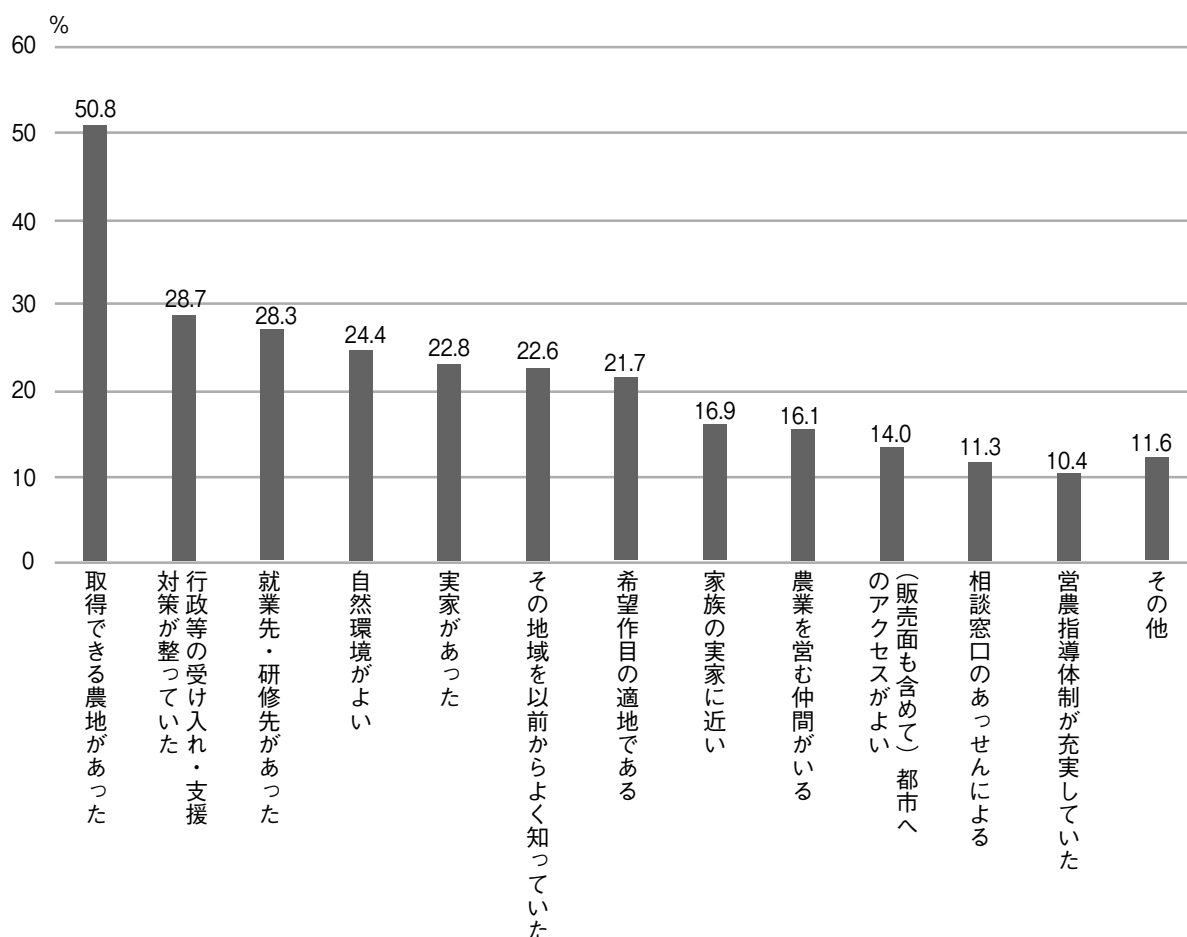


図1 新規就農者の就農地選択理由

令和3年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

3 新規就農の5つのポイント

新しく農業を始めるには、①農業技術の習得、②資金の確保、③農地の取得、④農業機械・施設の取得、⑤住宅の確保が必要となります。

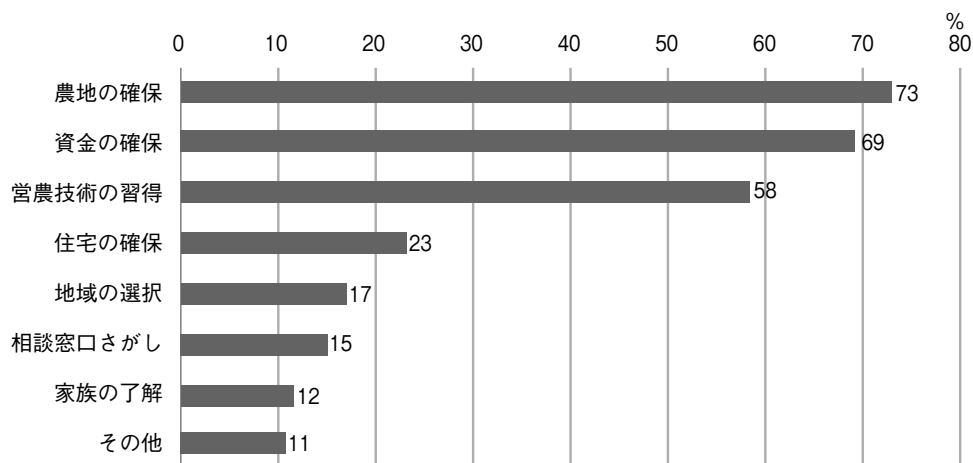


図2 就農時に苦労したこと（複数回答）

令和3年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

(1) 農業技術の習得（ポイント①）

農業を営むには確かな技術が必要。趣味ではなく職業として農業を営むのであれば、研修機関等でしっかりと農業技術を習得しておく必要があります。

農業経験のない方は、就農前に最低1年間研修することをお勧めします。

最近では、新規就農希望者の目的に応じた様々な研修制度が整備されています。

ア 福島県農業総合センター農業短期大学校・果樹研究所等（P43参照）

農業短期大学校では、就農希望者を対象とした短期の就農研修や1年間専門的に学ぶことができる長期就農研修を実施しています。

また、果樹については、専門の研究機関である果樹研究所で研修を実施しています。

イ 市町村の研修機関

新規就農者の受け入れを積極的に実施している市町村があります。

研修施設等を設置し、そこでの就農研修の実施や先進農業者で農業に従事しながら知識・技術の習得した後、就農まで支援する市町村があります。

主な研修施設：くにみ農業ビジネス訓練所（国見町）、郡山市園芸振興センター（郡山市）、みらい農業学校（南相馬市）

ウ その他研修教育機関

農業への就職を目指す方やスキルアップを目指す農業者の方等を対象に、様々な研修・教育が行われています。代表的なものとして、鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県）、日本農業実践学園（茨城県）、日本農業経営大学校（東京都）などがあります。

エ 先進農業者や農業法人における研修

先進的な農業者や農業法人において、実践を通じて知識・技術を習得する研修制度もあります。

農業研修で利用できる支援制度

- ① 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）（P18参照）
就農希望者が、福島県農業総合センター農業短期大学校や市町村の研修施設、先進農業者等で研修を受ける場合、研修者が資金の交付を受けることができます。
- ② 新規就農者育成総合対策（雇用就農資金）（P21参照）
農業者や農業法人が、就農希望者を新たに雇用して研修を実施する場合、雇用者が研修費用の助成を受けることができます。

(2) 資金の確保（ポイント②）

新しく農業を始める場合、農地の購入や賃貸、施設の建設、農機具の購入等設備投資資金や肥料、農薬種苗など営農に必要な資金の準備が必要です。

また、現金収入が入るまでの生活資金の準備も必要です。（約6ヶ月分）

ア 自己資金

自分のやりたい農業をどのような規模で行うかなどを明確にして、営農計画と生活設計を綿密に立て、できる限り自己資金を活用することが重要です。

イ 青年等就農資金（P16・17参照）

認定新規就農者を対象に日本政策金融公庫から無利子で貸し出される資金で、農業経営の開始に必要な機械や施設の取得等（農地等の取得は除く）のために利用できます。

認定新規就農者になるには、市町村から青年等就農計画の認定を受けることが必要です。

ウ その他制度資金（P17参照）

国や地方公共団体は、政策金融公庫資金、農業近代化資金など法律に基づき「長期で低利」な資金を数多く設けて、農業経営を支援しています。

表3 就農1年目の平均費用と自己資金（新規参入者）

（単位：万円）

現在の販売 金額第1位 の作物	営 農 面					生活面	就農1年目 農産物 売上高
	機械施設等 (A)	種苗肥料燃料等 (B)	費用合計 (A+B)	自己資金 (C)	差額 (C-(A+B))	自己資金	
新規参入者計	561	194	755	281	△474	170	343
水稲・麦・豆	363	126	489	302	△187	127	196
露地野菜	303	128	431	238	△193	151	227
施設野菜	884	252	1,136	321	△815	186	480
花き・花木	594	187	781	275	△506	127	289
果 樹	300	119	419	247	△171	202	195
酪 農	2,811	1,091	3,903	581	△3,322	216	2,359
その他畜産	815	499	1,314	270	△1,044	115	590
そ の 他	446	252	698	322	△376	179	308

令和3年度新規就農者の就農実態に関する調査結果（全国新規就農相談センター）

表 4 就農時の資金借入の状況

(単位：%)

現在の販売金額 第1位の作目	資金を 借入した 就農者	資金の借入先							
		制度資金					民間資金		
		青年等就農 資金（就農 支援資金）	経営体 育成強 化資金	スーパ ーL資 金	農業 近代化 資金	その他	農協	銀行	その他
新規参入者計	51.1	70.4	6.3	5.4	5.9	4.3	19.6	7.6	7.1
水稲・麦・豆	37.5	56.9	6.9	5.2	3.4	8.6	19.0	19.0	12.1
露地野菜	38.6	66.7	4.6	3.2	3.5	3.5	22.1	9.1	9.1
施設野菜	71.6	74.1	6.1	5.3	6.9	5.1	19.3	3.9	5.1
花き・花木	55.1	63.2	7.9	7.9	10.5	0.0	21.1	10.5	13.2
果樹	41.6	71.2	7.5	4.1	6.8	1.4	19.9	7.5	6.8
酪農	93.5	74.4	15.4	23.1	5.1	12.8	17.9	2.6	2.6
その他畜産	63.1	76.3	7.9	13.2	7.9	2.6	10.5	13.2	2.6
その他	33.3	70.6	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9	17.6	5.9

令和3年度新規就農者の就農実態に関する調査結果（全国新規就農相談センター）

(3) 農地の取得（ポイント③）

就農先で農地を取得するには、自分の目指す農業経営や家族の納得する生活条件などを考慮して就農候補地をいくつか設定し、経営条件・生活条件に最も合致するのはどれか、その中で必要な農地面積、日照条件、土壌条件、水利権などは適しているか、賃借料設定は適正か、などを十分検討して決定する必要があります。

ア 情報の収集

農地の売買や貸借を行う場合は、市町村や農業委員会、農地中間管理機構、JA、研修先、知り合いの農業者の方などに相談しながら、自分でも市町村内を回って就農予定地の農業者等と信頼関係を築いて、貸してくれる農地を探し、経営作目に応じた条件の農地を確保する。

イ 農地の売買・貸借の手続き

農地を買ったり借りたりする場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地中間管理機構を通じた契約を行うか、農地法に基づく市町村農業委員会の許可が必要になります。

ア. 農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画）による場合（申請窓口は市町村）

この事業は、農地中間管理機構((公財)福島県農業振興公社)が実施します。

農地を取得するためには、契約希望農地の出し手と受け手それぞれが窓口である市町村へ申請が必要です。機構は、各市町村が策定している地域計画に基づき促進計画を決定します。

促進計画の決定後、県または市町村の認可・公告を経て農地を借りることができます。

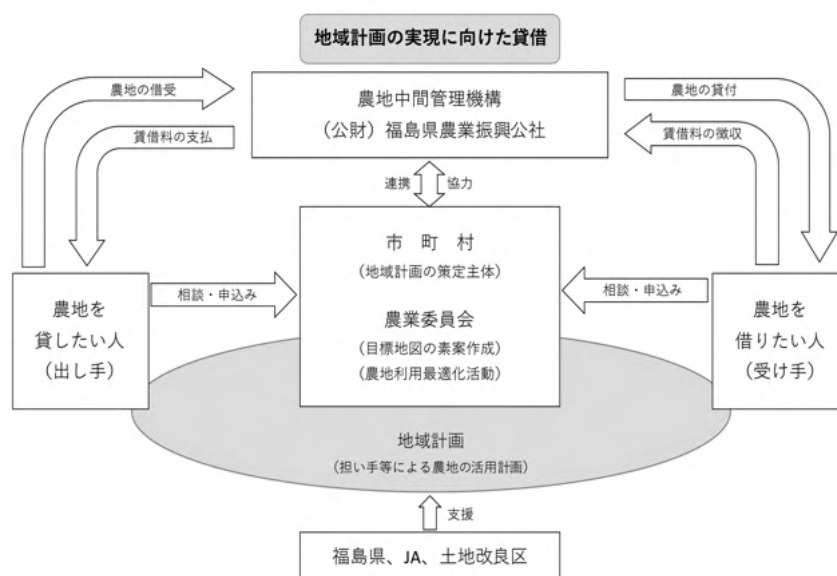


図3 農地中間管理事業による手続き

イ. 農地法による場合（申請窓口は市町村農業委員会）

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。許可を受けないでした行為は無効です。

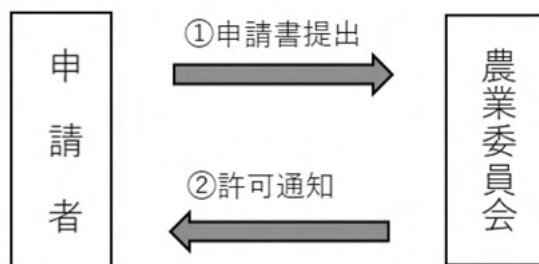


図4 農地法第3条による許可の手続き

【許可要件】

- (ア) [全部効率利用要件] 農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと
- (イ) [農作業常時従事要件] 個人の場合は農作業に常時従事すること
- (ウ) [農地所有適格法人要件] (売買の場合) 法人は農地所有適格法人であること
- (エ) [地域との調和要件] 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

(4) 農業機械と施設の取得（ポイント④）

現代の農業は一部の有機農業などを除いて、一般的にはかなり施設化、機械化しており、新規に農業を始める場合、すべてを一度に揃えようとする多くの資金を必要とします。

新規就農の場合、まず農地購入の資金や1年は無収入と想定した場合の生活費の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。

ア 新規就農者の場合、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実します。

イ 中古品やリース、借り受けなどで対応することが、負担を軽減するうえで最良の方法です。

ウ 離農した農業者などの農機具、施設を農地や住宅、経営資産をセットで買い取るのもひとつの方法です。

※イ・ウの情報は、就農予定地域に溶け込むことで自然と得られることが多いです。（先輩新規参入者の経験談）。このため、就農前から就農予定地に足繁く通うことも非常に重要です。

(5) 住宅の確保（ポイント⑤）

農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ農地の近くに確保することが望ましいといえます。

ア 就農希望先の市町村の役場を通じて住居を探してもらうのが一般的です。

イ 公的住宅は一定の入居条件があります。空き家の場合でも築何十年も経過して傷みがひどく、予想以上に補修費がかさむ場合もあります。

ウ 住宅の近くに学校や病院等の生活関連施設があるか否かも重要です。

表5 住宅の確保

(単位：%)

		住 宅 (一戸建て) を 借 り た	集合住宅、 アパートを 借りた	中古住宅 (一戸建て) を購入した	新築した	実家	配偶者の 実家	その他
集計対象全体		25.2	21.5	13.7	4.0	22.3	2.7	10.7
就農後 年数経過	1・2年目	22.4	24.7	13.4	4.1	21.5	2.9	11.1
	3・4年目	28.5	19.8	15.0	3.3	19.8	2.2	11.3
	5年目以上	25.6	22.0	12.6	3.7	23.9	2.8	9.3
就農時 年齢	29歳以下	21.8	25.0	7.8	1.6	38.3	1.6	3.9
	30～39歳	28.4	23.3	12.5	4.3	19.1	3.5	8.8
	40～49歳	24.4	21.6	15.8	3.5	20.0	2.3	12.3
	50～59歳	15.9	13.1	24.3	5.6	19.6	1.9	19.6
	60歳以上	7.3	4.9	12.2	2.4	26.8	2.4	43.9

令和3年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

福島県へ移住された方を対象に、移住支援金を支給します！

～東京圏から福島県へ移住し農林水産業等に就業する方を応援～

【支給額】

- ・ 単身者 60万円
 - ・ 2人以上の世帯 100万円
- (市町村によっては、18歳未満の世帯員に一人あたり最大100万円の子育て加算)

【主な対象要件】

以下、①②両方の要件を満たす必要があります。

①移住元要件

- ・ 東京23区内に在住、または東京圏から東京23区内へ通勤
- ・ 上記期間が直近1年以上かつ、過去10年のうち通算5年以上

②移住先要件

- ・ 県内に移住し、移住先市町村が定める関係人口の要件等に該当
- ※東京圏…東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のうち条件不利地域以外の地域

⇒ その他、詳しい要件は、移住を希望する市町村までご相談ください。

4 その他の留意事項

(1) 県・市町村の支援措置の活用

新規就農者を支援する措置は、国だけではなく県や市町村でも充実していますので、その内容をよく吟味し、自分の就農イメージの具体化に向けて、主体的かつ有効に活用することが大切。

県段階の支援の主な内容は、実際に就農するまでの技術等研修の支援・助成措置、低利資金の貸付けや制度資金等への利子補給などを行っています。

市町村段階では、農地の借り入れに伴う賃貸料の助成、農地・施設の取得への助成、機械・施設のリース料の助成、住宅の取得や家賃などへの助成、目的を限定しない助成金の交付等を行っています。

なお、市町村ごとの支援事業の詳細については、福島県農業振興公社就農支援センターのホームページで確認することができます。

(2) 家族の同意

農業経営には家族の協力が必要です。新規就農する場合、家族の同意を得ることは重要です。

配偶者は、農作業や農業経営のパートナーとして、また農村社会における我が家の外交官として、その役割を十分発揮してくれる存在であり、強い協力者として十分理解を得ておくことが大切です。

子供にとっては、豊かな自然に触れられる反面、学校や友人関係、生活環境の変化に不安を抱くこともありますので、事前に十分説明し、本人の理解を得ておくことは重要です。

独身者にとっても、親など家族の理解を得ることは大切です。精神的な支えや資金の援助を受けたり、融資を受けるときの保証人になってもらうこともあります。

(3) 地域社会とのコミュニケーション

農村に住んで新たに就農するということは、農村社会の一員となるわけですので、農村社会の実情を理解し、地域住民と十分に、コミュニケーションをとることが大切です。

農村社会で成功するかどうかは、地域社会にどれだけ溶け込めるか、地域とうまくお付き合いができるかにかかっています。

集落の会合や行事、共同作業などに積極的に参加し、一定の役割を担う努力も必要です。集落で行う行事には、一定の約束事などもあることから、それらのルールを事前に確認することも大切です。

地域内で農業に限らず、腹を割って何でも相談できる人を確保しておくことも大切です。

農村社会について

農村は、長年農業が営まれてきた場所であり、地域の人同士の付き合いが、都市に比べて濃密です。したがって、時として外部からは、閉鎖的な社会に見えることもありますが、農業を始めるには、地域に溶け込み、住民の人達と深く親しく付き合う必要があります。

例えば、農村では、農業用水や農道の利用・管理にともなう共同作業など、直接営農に関わることや農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少なくありません。

そういった行事などに参加することで、地域住民とふれあい、情報交換をしながら農村社会にうまく溶け込むことができるのです。

そのほか、就農前の研修期間中から、地元の農家と積極的につき合うことで、実際の就農がスムーズに進みます。要は就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが重要です。

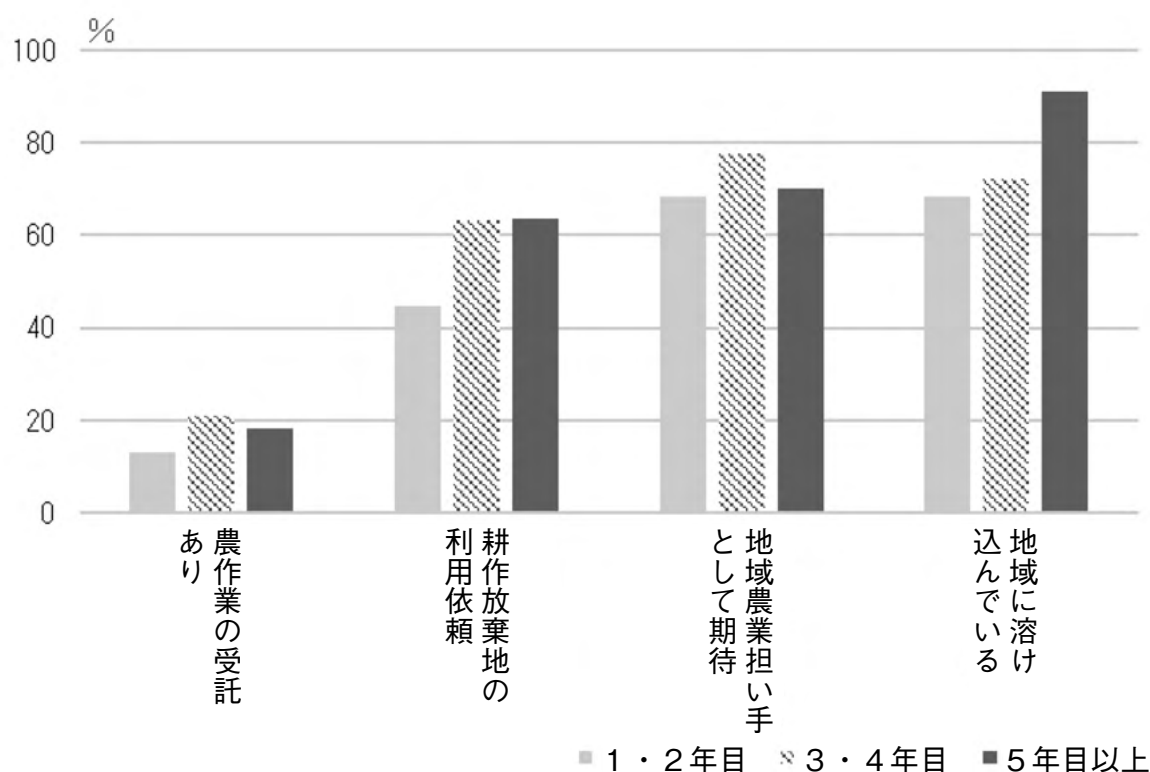


図5 新規就農者の地域とのかかわり

平成28年度新規就農者の就農実態に関する調査結果（全国新規就農相談センター）

5 農業法人等に就職する場合

就農には、独立して自営の農業を始める（独立・自営就農）、農業法人等に就職して従業員として農業に携わる（雇用就農）という2つの道があります。

「独立・自営就農」のためには、相当の資金と所得を得るため農業技術が必要とされます。一方、「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。

生活を安定させた後、何年かして独立することも可能です。

(1) 農業法人とは

「農業法人」とは、株式会社や農事組合法人などの企業として農業を営む法人の総称です。

このうち、農業経営を行うために農地を所有したり借り入れたりすることができる法人を「農地所有適格法人」といい、福島県内に455経営体あります（令和4年1月現在）。

経営作目では、水稻を中心とする法人が約1／3を占めて最も多く、次いで野菜、畜産などとなっています。また、農業は6次産業といわれるように、生産に限らず加工・販売部門などへ経営を多角化して、観光農園や農村レストランなどに取り組む経営や年間を通して雇用を必要とする法人も増えています。

(2) 農業法人等への就職

農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、福島県でも新規就農者の約半数が雇用就農です。雇用就農には、農業法人で働く目的の明確化と法人関連情報の収集が重要です。

ア 農業法人で働く目的の明確化

（ア）農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのか考えます。

（イ）作目、地域、労働条件の希望を整理します。

（ウ）勤務内容は、農作業中心か、加工、販売、事務作業が中心か、希望を整理します。

イ 希望する農業法人を探し、交渉

（ア）求人情報の収集は、全国新規就農相談センター、福島県農業経営・就農支援センター、各農業法人のホームページやハローワーク、民間の求人誌などが利用できます。

（イ）候補となる法人が見つかったら、農業インターンシップ制度やマッチング短期派遣などを活用して、実際にその法人で農作業体験、研修なども可能です。

（ウ）農業法人の担当者と、勤務内容、勤務条件、将来像などについてよく話しあい、お互いが合意したならば労働契約を結びます。

(3) 求められる人材

農業法人等の多くが、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営を多角化しています。このため、新製品の企画・開発や販売先の新規開拓など新しい業務が発生しています。

これまで“生産専門”だった農業者にとって、農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人たちは重要な人材といえます。

農業経験があるかないかについては、経営者の多くはあまり重要視していないようです。農業経験よりも、農業に対する「熱意」や「やる気」、「健康・体力面」を重視しています。

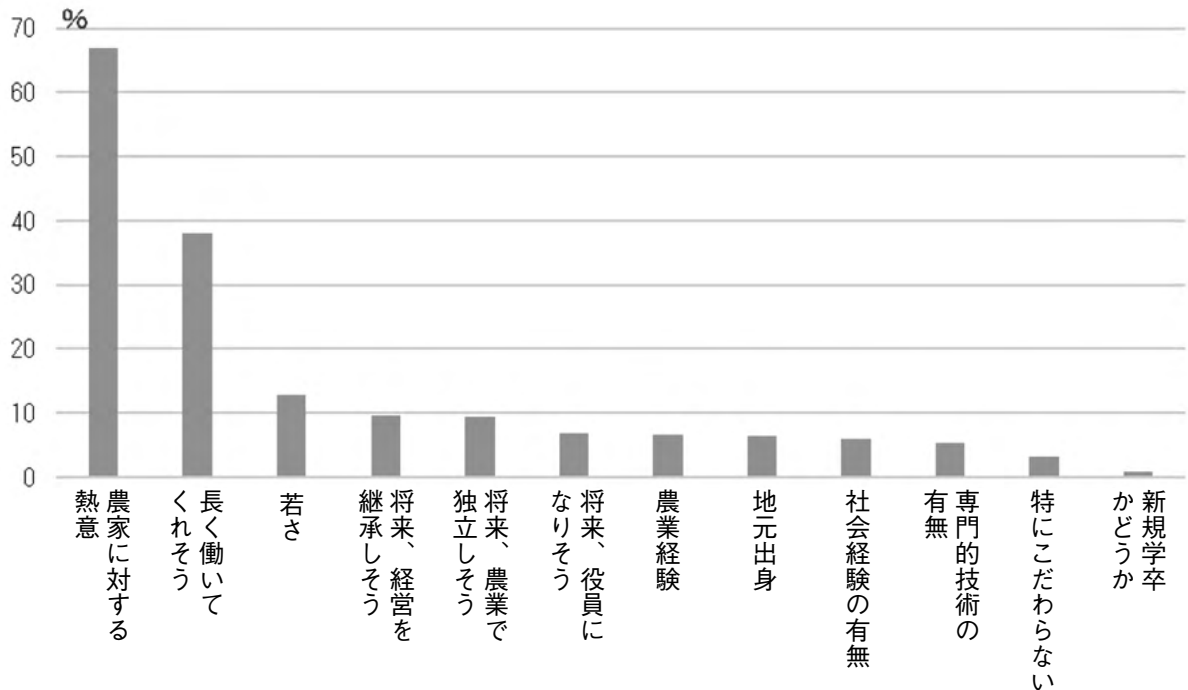


図6 正規社員を雇用する際に重視する点（2つまで）

平成22年度農業法人等における雇用に関する調査結果（全国新規就農相談センター）

(4) 農業法人等による雇用と研修（雇用就農資金）

農業法人等が採用した新規就農者等に対して実施する研修を支援するもので、全国農業委員会ネットワーク機構が実施していますが、福島県では、一般社団法人福島県農業会議が窓口になっています。

以下の2つのタイプがあります。

ア 雇用就農者育成・独立支援タイプ

原則50歳未満の新規就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業、または、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修等を支援する。

（助成額：年間最大60万円、期間：最長4年間）

イ 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修等を支援する。

（助成額：年間最大120万円、期間：最長4年間、3－4年目は年間最大60万円）

(5) 人材派遣会社を活用した農業法人等への就職

「ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業（雇用就農・人材育成対策）」は、福島県内の農業法人等への雇用就農に興味がある方と、雇用需要のある農業法人のマッチングを図るため、希望者を募り、研修生として短期間（3ヶ月間程度）農業法人等に派遣する事業（お試し就農）が活用できます。

6 活用できる支援制度

(1) 青年等就農計画制度

新規就農者の確保・定着を図り、地域農業の担い手として育成するため、市町村が「青年等就農計画」を認定するとともに、認定された「認定新規就農者」に対して、就農当初に必要な営農資金の融資や農地の手当てなどの支援を重点的に実施するものです。

この制度は、新規就農者に対する極めて重要な支援策です。

就農場所が決まったら早めに市町村窓口にご相談し、農林事務所（農業振興普及部、農業普及所）等の支援を受けながら、計画の策定に取り組むことが重要です。

青年等就農計画の内容

1 対象者

その市町村の区域内において、新たに農業経営を営もうとする青年等

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
 - ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
 - ・ 上記の者が役員の過半を占める法人
- ※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。

2 青年等就農計画の認定要件

- ・ その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画が達成される見込みが確実であること 等

3 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策） 等

青年等就農計画 認定の流れ

①青年等就農計画を作成
し市町村へ提出



②市町村が基本構想に照
らして同計画を審査



③市町村から当該計画申
請者へ認定を通知



④認定新規就農者となる



市町村や県等関係機関に
より、計画達成をフォロー
アップ

(2) 青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける制度で、(株)日本政策金融公庫が貸し付けます。

青年等就農資金の概要

1 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）

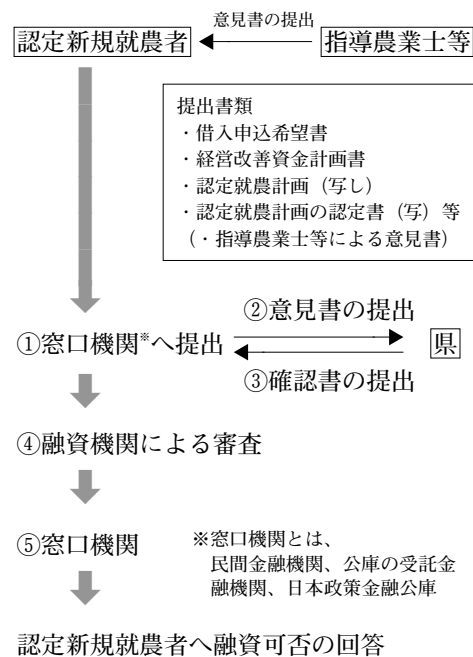
2 資金の使い道

- ・ 農業生産用の施設・機械、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設
- ・ 家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費、それぞれの育成費
- ・ 農地の借地料や施設・機械のリース料等。
※農地の取得費用は対象外
- ・ その他の経営開始に伴って必要となる資材費等

3 融資条件

- ・ 貸付利率：無利子
- ・ 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- ・ 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・ 担保等：実質無担保・無保証人

青年等就農資金の貸付手続の流れ



その他の認定新規就農者を対象とした主な資金

資金名	農業近代化資金（認定新規就農者の場合）	経営体育成強化資金（認定新規就農者の場合）
資金の用途	・ 畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧、取得 ・ 果樹、多年生草本、桑、花木その他永年性植物の植栽、育成 ・ 乳牛その他の家畜の購入、育成 ・ 事業費1,800万円を超えない規模の農地、牧野の改良、造成、復旧 ・ 農業経営の規模拡大、その他農業経営の改善に必要な長期運転資金	・ 農地等取得、改良・造成 ※認定新規就農者の農地等取得の場合には融資限度額等の特例措置がある。 ・ 農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械 ・ 家畜・果樹等購入費、新植・改植費用、育成費 ・ 農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払い ※特例：青年等就農計画に従って行う。借入額が1,000万円以下の農地等の取得は5年以内。果樹の新植等は10年以内。
借入限度額	個人 1,800万円 法人 2億円 （融資率は総事業費の80%以内）	個人 1億5,000万円 法人 5億円 （融資率は総事業費の80%以内）
貸付利率	1.50%（令和7年2月20日現在） 最新情報を要確認	1.50%（令和7年2月20日現在） 最新情報を要確認
償還期限	原則17年（うち据置期間5年以内）	25年以内（うち据置期間3年以内）
融資機関	農協等民間金融機関	日本政策金融公庫

(3) 新規就農者育成総合対策

- 新規就農者育成総合対策には、「就農準備資金」と「経営開始資金」があります。
- ・「就農準備資金」は、県が認めた研修機関や先進農家等で研修を受ける場合、研修期間中に年間最大150万円を最長2年間交付します。
 - ・「経営開始資金」は、市町村が作成する「地域計画」に位置づけられた（見込みを含む）認定新規就農者に年間最大150万円（前年所得に応じて交付金額は変動）を最長3年間交付します。

◎就農準備資金

【交付要件】

- ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- イ 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと。
※親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか、または、農業法人の共同経営者になること
※独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること、または、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること
- ウ 県等が認めた研修機関等で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
県が認めた研修機関
 - （ア） 農業総合センター農業短期大学校
 - （イ） 農業総合センター果樹研究所
 - （ウ） 郡山市園芸振興センター
 - （エ） くにみ農業ビジネス訓練所
 - （オ） みらい農業学校
 - （カ） 研修環境体制が整備されていると認められた先進農業者等
 - （キ） 他県が認める研修機関
- エ 先進農業者等の主な基準
 - （ア） 研修の年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムを整備していること
 - （イ） 研修を実施できる指導者を確保しており、施設・機械等を備えていること
 - （ウ） 生産技術だけでなく、経営に必要な販売・流通・マーケティング等に関する研修内容を設定すること
 - （エ） 研修時間は原則1日8時間を超えず、一定の休憩時間（研修時間6時間超で途中45分以上の休憩等）や休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上）を確保すること
 - （オ） 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること
 - （カ） 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること 等
 - （キ） 先進農業者等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）でないこと
 - （ク） 先進農業者等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと

- オ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- カ 生活保護、求職者支援制度、日本学生支援機構の給付型奨学金など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと
- キ 原則、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下であること
※ただし、生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が判断する場合は採択可能とします。
- ク 研修中のケガ等に備えて傷害保険に加入すること
- ケ 交付対象の特例＝国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年延長する

【返還を要する場合】

- ア 適切な研修を行っていない場合
※研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- イ 研修終了後※1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合
※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後
- ウ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合
（その間の農業従事日数が、年間150日かつ年間1,200時間未満）
- エ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、または農業法人の共同経営者にならなかった場合
（ただし、5年以内に経営継承できなかった場合でも、独立・自営就農した者については返還は不要）
- オ 独立・自営就農（親元就農者で5年以内に独立・自営就農する場合も含む）を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合

◎経営開始資金

【交付要件】

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者※であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- イ 独立・自営就農であること
 - （ア）農地の所有権または利用権を交付対象者が有している
 - （イ）主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている
 - （ウ）生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
 - （エ）交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する
 - （オ）交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい）を行う場合や親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする

ウ 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む）で生計が成り立つ実現可能な計画であること

エ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること

オ 地域計画（目標地図）への位置づけ

市町村が作成する地域計画（目標地図）に中心となる経営体として位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）、または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること

カ 園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること

キ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、原則として雇用就農資金（または、農の雇用事業）による助成を受けたことがないこと

ク 令和2年4月以降に農業経営を開始した者

ケ 原則、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下であること

※ただし、生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が判断する場合は採択可能とします。

コ 就農する地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること

【交付対象の特例】

ア 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する

イ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する

ウ 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）で、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）である。

【交付を停止する場合】

ア 原則、前年の世帯所得が600万円（資金を含む）を超えた場合（令和3年度から適用）

イ 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な経営を行っていないと市町村が判断した場合（その間の農業従事日数が、年間150日かつ年間1,200時間未満）

ウ 関係機関によるサポートチームにより、交付期間中は、年1回、就農状況の確認が行われる。

【返還を要する場合】

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

(4) 雇用就農資金（雇用就農促進支援）

「雇用就農資金」は、新規就農者の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業法人等が就農希望者（独立希望者を含む）を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等に対して支援する事業です。

助 成 内 容	農業者が雇用した新規就農者に対して実施する農業技術や経営ノウハウを習得させる場合に必要な経費を助成
助 成 額	法人等雇用就農者 1 人あたり年間60万円（月額 5 万円） （多様な人材の場合 年間75万円月額62,500円） ※農業法人等への助成であり、新規就農者に交付されるものではありません
助 成 期 間	3 か月以上48か月以内

農業法人等の要件

- ア おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- イ 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ウ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- エ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- オ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- カ 1 週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- キ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ク 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に掲載すること。
- ケ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。
- コ 国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。

新規雇用就農者の要件

- ア 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する原則50歳未満（採用時点）の者であること。
- イ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ウ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- エ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- オ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問）

(5) 経営発展支援事業（機械・施設、家畜導入、果樹改植、リース料等が対象）

ア 対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下、令和5年度以降に新たに経営開始者）

イ 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（例：国1／2、都道府県1／4、本人1／4～融資のみ）

ウ 支援額：補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金交付対象者は、上限500万円）
夫婦で要件を満たし、農業経営を開始する場合は、上限額の1.5倍額。

エ 交付主体：市町村

※1 経営発展支援事業計画を作成し、その内容に応じた事業採択方式（ポイント制）。

※2 親元就農者は、親の経営に従事して5年以内に継承し、自営した者。継承した経営を
発展させる計画（例：売上1割以上増、コスト1割以上削減等）を作成をする。

※3 機械・施設の取得費用等のうち、本人負担分は、本人が金融機関から融資を受けること。

参考資料

○研修機関が必要とする基準

「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業
（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について
（令和4年3月29日付け農林水産省経営局就農・女性課長通知）

新規就農者育成総合対策等における研修機関等は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること

(1) 研修実施体制

ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、②の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）

イ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること

ウ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）

(2) 研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上以上の休日を与えること）を確保すること

(3) 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定

していること

ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること

5 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること

6 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること

○福島県が認めた研修機関一覧表

（R 7. 3 月末現在）

No.	研修機関	所在地、研修地等	主な研修品目
1	福島県農業総合センター （農業短期大学校、果樹研究所）	矢吹町（農業短期大学校） 福島市（果樹研究所）	水稲、畑作物、果樹、野菜、花き、畜産
2	郡山市園芸振興センター	郡山市	トマト、アスパラガス、トルコギキョウ、キュウリ
3	くにみ農業ビジネス訓練所	国見町	ミニトマト、トウモロコシ、キュウリ、枝豆、ナス、 タマネギ
4	個人	福島市	トマト、ズッキーニ、パプリカ、ニンジン
5	個人	福島市	キュウリ、トマト
6	法人・団体	福島市	キュウリ、ネギ
7	個人	福島市	イチゴ、ニンジン
8	個人	福島市	オウトウ、モモ、リンゴ
9	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
10	法人・団体	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
11	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
12	JA全農福島	福島市（本部） 郡山市（栽培施設）	菌床しいたけ
13	法人・団体	福島市	モモ、リンゴ、ネクタリン、オウトウ
14	法人・団体	福島市	オウトウ、モモ、ナシ、ブドウ、リンゴ
15	個人	福島市	水稲、小ギク、シャクヤク、葉ボタン
16	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
17	個人	福島市	キュウリ、ネギ
18	個人	福島市	キュウリ
19	個人	福島市	トマト
20	個人	福島市	小ギク、シャクヤク、葉ボタン
21	個人	福島市	キュウリ、たらのめ、薬物類
22	個人	福島市	キュウリ、ネギ、シュンギク
23	個人	福島市	小ギク
24	法人・団体	福島市	小ギク、シャクヤク、リンドウ
25	個人	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
26	個人	福島市	モモ、ブドウ、リンゴ
27	個人	福島市	モモ、ブドウ、リンゴ
28	個人	福島市	モモ、リンゴ、オウトウ
29	法人・団体	福島市	モモ、リンゴ、ブドウ
30	個人	福島市	キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ
31	個人	福島市	キュウリ、ホウレンソウ、キャベツ
32	個人	福島市	トマト、モモ、ナシ、リンゴ
33	個人	福島市	キュウリ、シュンギク、水稲
34	個人	福島市	オウトウ、モモ、リンゴ
35	法人・団体	二本松市	有機野菜（キュウリ、ピーマン、トマト、コマツナ、 ホウレンソウ 等）
36	個人	二本松市	キュウリ

No	研修機関	所在地、研修地等	主な研修品目
37	個人	二本松市	キュウリ
38	個人	二本松市	キュウリ
39	個人	二本松市	施設花き（スプレーマム）、露地花き（アスター、ヒマワリ）、花木類
40	個人	二本松市	有機露地野菜
41	個人	二本松市	リンゴ、オウトウ、ブドウ
42	個人	伊達市	ブドウ
43	個人	伊達市	モモ、ブドウ
44	個人	伊達市	キュウリ、カキ
45	個人	伊達市	キュウリ、シュンギク、スナップエンドウ
46	個人	伊達市	キュウリ、シュンギク、スナップエンドウ
47	法人・団体	伊達市	イチゴ
48	個人	伊達市	キュウリ、ニラ
49	個人	本宮市	水稲、ミニトマト、ネギ
50	個人	本宮市	水稲、キュウリ、ミニトマト、シュンギク
51	法人・団体	桑折町	モモ、カキ、リンゴ
52	個人	桑折町	モモ
53	個人	桑折町	モモ
54	個人	国見町	キュウリ、シュンギク、スナップエンドウ
55	個人	国見町	キュウリ、シュンギク、スナップエンドウ
56	個人	川俣町	トルコギキョウ、水稲、ホウレンソウ
57	法人・団体	川俣町	アンズリウム、ヒマワリ、ストック、イチゴ苗、イチゴ
58	個人	大玉村	キュウリ
59	個人	郡山市	ナシ、ブドウ、水稲
60	個人	郡山市	キュウリ、水稲
61	個人	郡山市	トウモロコシ、ニンジン、タマネギ
62	法人・団体	郡山市	イチゴ、サンチュ
63	JA全農福島 サンシャイントマト出荷協議会	郡山市（所在地） いわき市、檜葉町（研修地）	トマト、ミニトマト
64	法人・団体	郡山市	シクラメン、ゼラニウム、マーガレット
65	法人・団体	郡山市	水稲、大豆
66	個人	郡山市	トマト
67	法人・団体	須賀川市	イチゴ、大葉、リンゴ
68	法人・団体	須賀川市	水稲
69	法人・団体	須賀川市	キュウリ
70	(株)JA和牛ファーム福島さくら	田村市	和牛繁殖
71	たむらの新・農業者サポート協議会	田村市、三春町、小野町	ピーマン、ブロッコリー、ホウレンソウ、フキノトウ、トマト、スナップエンドウ、コマツナ、キュウリ、カブ、ニンニク、肥育牛、酪農、キク類、リンドウ
72	法人・団体	鏡石町	キュウリ、水稲、ミニトマト
73	法人・団体	石川町	リンゴ、モモ、ナシ
74	法人・団体	古殿町	水稲
75	法人・団体	白河市	水稲、白菜、キャベツ、ネギ、タマネギ
76	個人	白河市	アスパラガス
77	法人・団体	白河市	ナシ
78	法人・団体	白河市	ユリ
79	個人	白河市	ナシ
80	法人・団体	西郷村	葉物類、キャベツ、タマネギ
81	法人・団体	矢吹町	夏秋トマト、高糖度トマト
82	JA東西しらかわ いちご専門部会	棚倉町	イチゴ
83	法人・団体	矢祭町	イチゴ
84	法人・団体	矢祭町	水稲、ブルーベリー、ウメ、ユズ
85	法人・団体	塙町	肥育牛、繁殖牛
86	(株)JA東西しらかわグリーンファーム	塙町	和牛繁殖
87	法人・団体	塙町	キュウリ、イチゴ、水稲
88	個人	会津若松市	水稲、ナス、枝豆、ジャガイモ、カボチャ、葉物野菜
89	JA会津よつば あいづ西部アスパラガス生産部会	会津若松市	アスパラガス
90	個人	会津若松市	水稲、ネギ
91	個人	会津若松市	ミニトマト、水稲
92	個人	会津若松市	水稲、枝豆、ブドウ、モモ
93	個人	会津若松市	有機野菜（キュウリ、カボチャ、サトイモ、ジャガイモ、枝豆等）、リンゴ、水稲

No.	研修機関	所在地、研修地等	主な研修品目
94	個人	会津若松市	枝豆、水稲、トマト、ニンジン
95	個人	会津若松市	トマト
96	法人・団体	会津若松市	水稲、ネギ、キャベツ、トウモロコシ
97	法人・団体	喜多方市	アスパラガス
98	法人・団体	喜多方市	水稲、ネギ
99	法人・団体	喜多方市	キュウリ、水稲、菌床しいたけ、たらのめ、雪下キャベツ
100	法人・団体	喜多方市	水稲、キュウリ、菌床しいたけ
101	法人・団体	喜多方市	水稲、アスパラガス
102	法人・団体	喜多方市	水稲、キュウリ、トマト
103	法人・団体	喜多方市	肉用牛（繁殖、肥育）
104	個人	喜多方市	有機野菜（ミニトマト、コマツナ、ニンジン）
105	法人・団体	喜多方市	水稲、ミニトマト
106	個人	喜多方市	アスパラガス（施設）
107	個人	北塩原村	キュウリ
108	個人	北塩原村	水稲、夏秋キュウリ（施設）
109	法人・団体	西会津町	水稲、ソバ
110	法人・団体	西会津町	水稲、ソバ
111	個人	西会津町	キュウリ、水稲、ソバ、野菜苗
112	個人	西会津町	有機トマト、有機メロン、水稲
113	法人・団体	磐梯町	菌床しいたけ、花苗・野菜苗
114	個人	磐梯町	水稲、トマト、水耕リーフレタス、コマツナ
115	法人・団体	猪苗代町	水稲、ソバ
116	個人	猪苗代町	水稲、トマト、ブルーベリー
117	個人	猪苗代町	トマト
118	JA会津よつば ばんだいトマト生産部会	猪苗代町	トマト
119	個人	猪苗代町	トマト、水稲
120	個人	会津坂下町	ブドウ、カキ、ブルーベリー
121	個人	会津坂下町	肉用牛（繁殖、肥育）
122	法人・団体	柳津町、三島町、金山町、昭和村	宿根カスミソウ
123	個人	会津美里町	キュウリ、ダイコン
124	法人・団体	会津美里町	トマト
125	法人・団体	会津美里町	有機栽培（水稲、大豆、菜種、ソバ、露地野菜、イチゴ、カキ、エゴマ）
126	法人・団体	会津美里町	水稲、ソバ、大豆、小麦
127	南会津地方花き振興協議会	下郷町、只見町、南会津町	宿根カスミソウ、リンドウ
128	JA会津よつば 南郷トマト生産部会	南会津町	トマト
129	JA会津よつば 会津田島アスパラ部会	南会津町	アスパラガス
130	相馬市	相馬市	ナシ、キウイフルーツ、イチゴ
131	個人	相馬市	ブロッコリー、サトイモ、鶏卵、キャベツ、ネギ、トウモロコシ、ナス、ピーマン、レタス、白菜、タマネギ、スナップエンドウ、水稲
132	南相馬市	南相馬市	水稲、小麦、大豆、タマネギ、ブロッコリー、ネギ、ダイコン、キャベツ
133	JAふくしま未来 そうま地区本部	南相馬市	キュウリ
134	南相馬市 みらい農業学校	南相馬市	野菜（キュウリ、トマト、サツマイモ等）、麦、大豆
135	広野町	広野町	水稲
136	法人・団体	広野町	有機水稲、水稲、大豆、タマネギ、ブロッコリー
137	浪江町	浪江町	トルコギキョウ、カラー、ストック
138	法人・団体	いわき市	トマト、水稲
139	個人	いわき市	露地野菜（サトイモ、ブロッコリー、キャベツ 等）、施設野菜（ピーマン、トマト）
140	法人・団体	いわき市	有機栽培（水稲、露地野菜）
141	JA福島さくら いわき梨部会	いわき市	ナシ
142	法人・団体	いわき市	フェイジョア、イチジク、リンドウ
143	個人	いわき市	イチゴ

7 先輩新規就農者からの助言

【全国の先輩から】

- ア 「最初は家庭菜園で自家用を作り、余ったら売ろう」という人が多い。日曜大工が大工になったためしがない。最初から百姓で生きるように。さもないと趣味に止めておいたほうがよい。
- イ 本気で百姓を楽しみたいならば、経営者として地域を引っ張っていくほどの意気込みで始めること。マイナス思考の人間は農村には来てもらいたくない。これから農村を自分等でつくっていくとする者は来たれ。そうでない者はやっても挫折する。
- ウ 就農前と後のギャップ（頭の中で描いていたもの）はかなり出てくると思う。それをいかに埋めていくかが今後のやる気につながるのではないか。
- エ 気候・風土も違うため何度も候補地へ行くことによって、様子もわかるし自分の思惑との違いもはっきりする。また、何度も行くことにより世話をしてくれる人とも親しくなれ、就農するための近道になる。
- オ 農業は一人では出来ないから一生の伴侶を得てから就農する事が望ましい。
- カ 自己資金をなるべく多く確保すること。制度資金等は簡単に借りられないし、時間がかかるため自由に使える資金の確保は絶対必要。
- キ 最初から機械・資材などに金をかけない方がよい。土地の人と馴染めば、機械などを借りる事が出来る。資材なども後継者のいない農家などの中古を利用させてもらえる。
- ク 未知の世界に入るためには、周囲の人達との調和が必要である。個性が強すぎたり1つの考えに捉われすぎたりする人は、なかなか農村社会に溶け込めない。
- ケ 何でも腹を割って相談できる人を早く見つけること。とにかく自分一人でどんなに頑張っても何も出来ない。自分にとっての味方、アドバイザーを確保することが重要である。
- コ 出来るだけ事前に就農者の「生の声」「生の姿」を直接見聞しておくことが大切。
- サ 有機栽培野菜の場合、市場出荷はかなり難しい。最初から販路を考えておくこと。

【福島県の先輩から】

ア 会津地方に就農したAさん（男性、埼玉県出身）

- ・就農にはリスクがあり、上司から言われたことに沿って行動していればいい、といった環境とは全く異なる。ただ、自分で考えて行動した結果は、必ず収入となって返ってくる。
- ・迷ったり悩んだりする部分は多々あると思うが、最後は“やる”という覚悟を持って行動して欲しい。強い覚悟があるからこそやり遂げることができ、周囲からのサポートも受けられる。

イ 県北地方に就農したBさん（女性、愛知県出身）

- ・農業は何より、経営者としてどんなことにも挑戦、工夫して結果を出せるのが面白い。勇気を持って始めてしまえば経営は何とかなると実感している。

ウ 県中地方に就農したCさん（男性、県内出身）

- ・多くの方から助言を頂くことになると思うが、その助言を大切にしながら、自分が目指している農業に近づいていくことをイメージして日々精進するとよい。

エ 会津地方に就農したDさん（男性、長崎県出身）

- ・農業には予想外のことが起こる。普通ならあり得ないようなケースまで考えておく必要がある。

オ 県中地方に雇用就農したEさん（男性、県内出身）

- ・研修で学んだとおりにいかないことが多くある。日々勉強の心構えと創意工夫、必ず問題を克服するという気概が大切。

カ 南会津地方に就農したFさん（女性、茨城県出身）

- ・近くに親戚や友人がいないので、地域の方々との交流を大切にしている。大変なことも多いが夫婦で同じ目標に向かって仕事をする事はとても楽しい。

キ 会津地方に就農したGさん（男性、県内出身）

- ・農地や住居を探す場合、まず地元の役場に相談してみたい。空き家を安く借りられたり、農業をやめる人から農地、資材、機械等をまとめて譲ってもらえたりすることがある。
- ・自治体やJAが独自に新規就農者への助成制度を設けていることも多いので、調べて活用しよう。

ク 南会津地方に就農したHさん（男性、茨城県出身）

- ・就農する場合、一度住んでみて実感し、それから移住や就農について決めた方がいい。
- ・農業の知識・経験がなくても本人の気持ち、情熱次第で成功すると思う。
- ・今住んでいるのは雪深い地域なので、冬は趣味のウィンタースポーツを毎日楽しんで、自分のライフスタイルを満喫している。

ケ 県中地方に雇用就農したIさん（男性、県内出身）

- ・資格はできるだけ取得しておいた方が絶対役に立つ。資格が取得できなかったとしても、準備するために得た知識は忘れず無駄にならない。
- ・仕事をしていく上での心構えは、何か1つ些細なことでもいいので目的を決めること。
- ・仕事を「仕方ない事」と思ったらダメ。意志ある事「志事」と思うようにして欲しい。

8 就農後の留意事項

(1) サラリーマンからの転職の場合

サラリーマンなどから新しく個人事業主として農業を始められる方は、次の点に留意してください。

ア サラリーマンのときには、税金・福利厚生費は給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は市町村民税・国民健康保険料について、前年度の所得額などに応じて課税されることになります。

イ これまでの厚生年金にかわって、農業経営者など自営業者の加入する「国民年金」は満20歳以上の者すべてが対象になります。さらに、国民年金への上乗せ部分となる「農業者年金」にも加入することができます。「認定就農者」が農業者年金に加入する場合、その保険料（掛け金）に特別の助成を受けることができますので、市町村の農業委員会に相談してください。

ウ 就農後に必要となる農業資材の購入や生産物の集荷などの取引は、地域のＪＡ（農協）を通じて行うことが多いことから、これらの経済活動をＪＡを通じて行う場合はＪＡの組合員となる手続きが必要となります。

(2) 農業所得による生計の成り立ち（新規参入者）

（令和３年度新規就農者の就農実態に関する調査結果（（一社）全国農業会議所）より）

新規参入者における農業所得による生計の成り立ち状況をみると、「おおむね農業所得で生計が成り立っている」割合は、38.1%で新規参入者の３分の１程しか生計費をカバーできる農業所得を得られていないのが現状です。

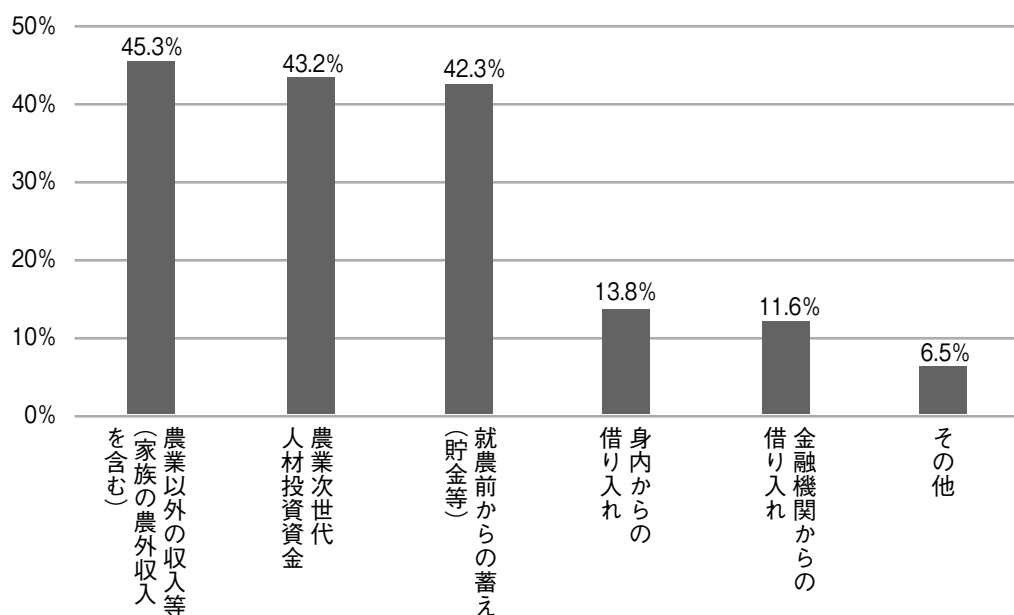


図7 不足所得の補填先（新規就農者）

令和３年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

「農業所得で生計は成り立っていない」場合、所得の不足分の補てん方法（複数回答）では、「農業以外の収入等（家族の農外収入を含む）」は45.3%と最も多く、「農業次世代人材投資資金（現新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」が43.2%、「就農前からの蓄え（貯金）」も42.3%となっています。

また、就農後の経過年数別に農業所得で生計が成り立っている割合をみると、就農1・2年目は20.3%、3・4年目は33.5%、5年目以上は53.2%となっています。

就農後の経過年数が長くなるにしたがって、農業所得によって生計が成り立っている割合は高くなりますが、就農後5年目以降でも半分程度は、農業所得によって生計が成り立っていないのが現状です。

このため、就農にあたっては、生活資金も含めて自己資金をできるだけ多く準備するとともに、就農先の先輩農家や市町村、県農林事務所農業振興普及部、農業普及所などの関係機関の支援を受けて、無理のない営農計画を作成し、併せて、生活費の確保を盛り込んだ生活設計を立てることをお勧めします。

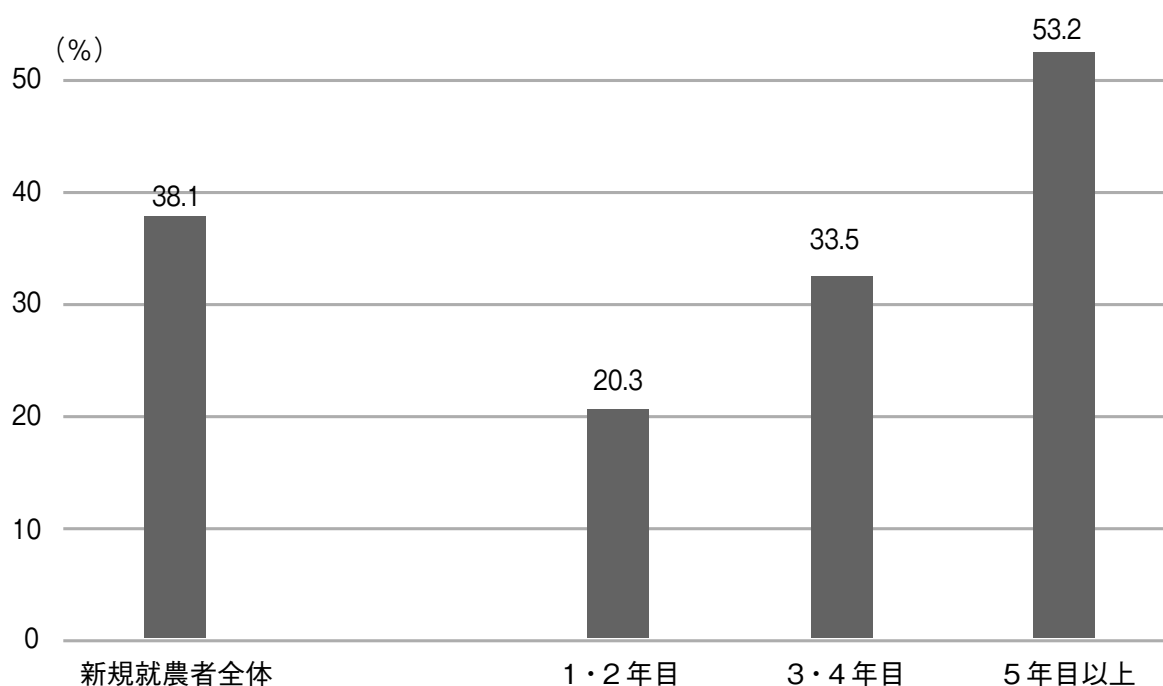


図8 農業所得で生計が成り立っている割合（新規就農者）

令和3年度新規就農者の就農実態調査結果（全国新規就農相談センター）

9 知っておきたい主な関係組織

(1) 市町村

市町村は、新規就農者に対して青年等就農計画の認定や新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、経営開始資金）等の交付等の重要な支援を行っています。

また、多くの市町村が新規就農者に対して独自の支援策を講じています。

就農予定地が決まったら、早めに市町村の農政担当課に自分の計画や希望を伝え相談することが大切です。

(2) 農業委員会

市町村役場の中に農業委員会があります。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

農地を取得する場合には、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可（農地法第3条）等を受ける必要がありますので、新規就農を希望するときは、あらかじめ相談しておくほうが良いでしょう。

(3) 福島県農業会議

農業会議は、市町村農業委員会の活動支援、農地に関する情報の収集・提供、農業への新規参入者への支援、農業経営者や農業法人等の経営支援や組織活動のサポート、雇用就農資金の受付窓口を担っています。

また、「うつくしまふくしま農業法人協会」の事務局を担うとともに、無料職業紹介所の機能も併せ持ち、農業法人等の求人情報の発信や農業法人等への就職の斡旋も行っています。

(4) 福島県農業振興公社就農支援課

就農支援課は、新たに就農しようとする意欲ある青年等の相談に応じ、情報の提供や援助を行う拠点として、公益財団法人福島県農業振興公社内に設置されています。

就農支援課では、県内7つの県農林事務所に配置した就農コーディネーターとともに、新たに就農しようとする方々からの就農相談の受付や就農にあたって必要となる農業技術、経営などの習得のための研修機関の紹介、研修時の生活資金となる新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付等を行っています。

(5) 農業協同組合（農協、JAは愛称）

各市町村にあるJAやその支所は、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。

JAは、組合員に対して栽培技術の指導や農業資材・生活物資の斡旋、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、保険など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合はＪＡが主な窓口となり、制度資金では賄えない営農資金などもＪＡが貸してくれます。

(6) 農業経営・就農支援センター

福島県及び３つの農業団体の職員（ＪＡ福島中央会、（一社）福島県農業会議、（公財）福島県農業振興公社）がワンフロアに常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を福島県自治会館１階に令和５年４月に開所しました。

当センターは、就農を希望する皆さんや、現在農業を営んでおられる皆さんからの相談を１ヶ所・ワンストップでお受けする「福島ならではの」の体制となっています。

電話 024-521-8676

(7) 県農林事務所農業振興普及部・農業普及所

県の出先機関である農林事務所農業振興普及部・農業普及所では、専門的な知識を持つ普及指導員が、農業者に対して技術や経営について個別に支援を行っており、県内14カ所において地域の農業技術・経営の普及指導センターの役割を担っています。

ここには、就農相談窓口が設けられており、新規就農希望者に対して就農関連情報の提供、研修先の紹介や営農資金の活用などの相談に応じていますので、新規就農にあたっての営農計画の作成時等に支援を得ましょう。

また、新規就農者のための制度資金の相談もでき、さらに、就農後も、経営の発展段階に応じた個別濃密支援など一貫した支援活動を行っています。

(8) 農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地を貸したい人（リタイアする人など）から農地を借り受け、必要に応じて、大区画化などの条件整備を行い、まとまった使いやすい形で農業の担い手に貸付け（転貸）を行う公的機関です。

福島県では、公益財団法人福島県農業振興公社が法律に基づき指定され、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化を促進しています。

(9) 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は、100パーセント政府出資の政策金融機関です。農林水産事業を事業の柱の一つに位置付け、融資や経営支援サービスを展開しています。

融資制度には、認定新規就農者を対象とした青年等就農資金や認定農業者を対象としたスーパーＬ資金等があり、農業者は低利又は無利子で設備投資資金等を調達できます。

また、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落などによる経営悪化時に機動的なサポートを行う農林漁業セーフティネット資金も整備して経営リスクの低減を支えています。

経営支援サービスでは、農・林・水産各分野の経営アドバイザーが、経営全般に関する様々な相談に応えるほか、商談会によるビジネスマッチングなどに取り組んでいます。

◎福島県の新規就農相談窓口 ～福島県農業経営・就農支援センター～

県の新規就農相談窓口、もしくはお近くの農林事務所にご相談ください。

親身になって対応させていただきます！

新規就農相談窓口【県域】

	名 称	所在地	電話番号	備 考
福島県農業経営・就農支援センター「ワンストップ・ワンフロア」就農・定着から経営発展まで一貫した支援を行います。	福島県農業担い手課	福島市中町8-2 自治会館内 1F	024-521-8676 FAX 024-521-7437 070-8801-4423	受付時間（平日） 8:30 ～ 17:15
	福島県農業協同組合中央会（JA福島担い手サポートセンター）ふくしま農業求人サイト「みつかる農しごと」			
	福島県農業会議 新規就農者育成総合対策〔雇用就農資金〕			
	福島県農業振興公社 新規就農関係全般 新規就農者育成総合対策〔就農準備資金〕交付主体			
	就農コーディネーター（県北担当）	福島市杉妻町2-16	070-8801-4416	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00
	就農コーディネーター（県中担当）	郡山市麓山1-1-1	070-8801-4417	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00
	就農コーディネーター（県南担当）	白河市昭和町269	070-8801-4418	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00
	就農コーディネーター（会津担当）	会津若松市追手町7-5	070-8801-4419	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00
	就農コーディネーター（南会津担当）	南会津町田島字根小屋甲4277-1	070-8801-4420	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00
	就農コーディネーター（相双担当）	南相馬市原町区錦町1-30	070-8801-4421	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00
	就農コーディネーター（いわき担当）	いわき市平字梅本15	070-8801-4422	受付時間（平日） 9:00 ～ 17:00

新規就農相談窓口【地域】

	名 称	所在地	電話番号	備 考
県北農林事務所	農業振興普及部 ※	福島市杉妻町2-16	024-521-2609	福島市、川俣町
	伊達農業普及所	伊達市保原町大泉字大地内124	024-575-3181	伊達市、桑折町、国見町
	安達農業普及所	二本松市金色424-1	0243-22-1127	二本松市、本宮市、大玉村

県 中 農林事務所	農業振興普及部 ※	郡山市麓山1-1-1	024-935-1310	郡山市
	田村農業普及所	三春町大字熊耳下荒井176-5	0247-62-3113	田村市、三春町、小野町
	須賀川農業普及所	須賀川市花岡34-2	0248-75-2180	須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
県 南 農林事務所	農業振興普及部 ※	白河市昭和町269	0248-23-1565	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会 津 農林事務所	農業振興普及部 ※	会津若松市追手町7-5	0242-29-5306	会津若松市、磐梯町、猪苗代町
	喜多方農業普及所	喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	0241-24-5743	喜多方市、北塩原村、西会津町
	会津坂下農業普及所	会津坂下町大字見明字南原881	0242-83-2112	会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村
	〃 金山普及所	金山町大字川口字上町656-1	0241-54-2801	金山町、昭和村
南 会 津 農林事務所	農業振興普及部 ※	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5264	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	〃 南郷普及所	南会津町山口字村上842	0241-72-2243	
相 双 農林事務所	農業振興普及部 ※	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1149	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
	双葉農業普及所	富岡町小浜481	0240-23-6474	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
い わ き 農林事務所	農業振興普及部 ※	いわき市平字梅本15	0246-24-6162	いわき市

注：※の農業振興普及部には、「就農コーディネーター」を配置しています。

◎主な関係機関

名 称	住 所	電 話
J A ふくしま未来	〒960-0185 福島市北矢野目字原田東1-1	024-554-5500
J A 福島さくら	〒963-8502 福島県郡山市朝日二丁目14番7号	024-922-3733
J A 夢みなみ (本店)	〒962-0839 福島県須賀川市大町85	0248-72-5211
J A 夢みなみ (営農経済本店)	〒961-8585 福島県白河市弥次郎窪29-1	0248-22-5155
J A 東西しらかわ	〒963-5663 福島県東白川郡棚倉町流中豊88	0247-57-5923
J A 会津よつば (本店)	〒965-0025 会津若松市扇町35番地1	0242-37-2222
J A 会津よつば (営農経済本店)	〒969-6544 福島県河沼郡会津坂下町字東南町裏甲3985-1	0242-83-2424
農地中間管理機構	〒960-8681 福島市中町8番2号 (県自治会館内)	024-521-9845
日本政策金融公庫福島支店	〒960-8031 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-521-3328

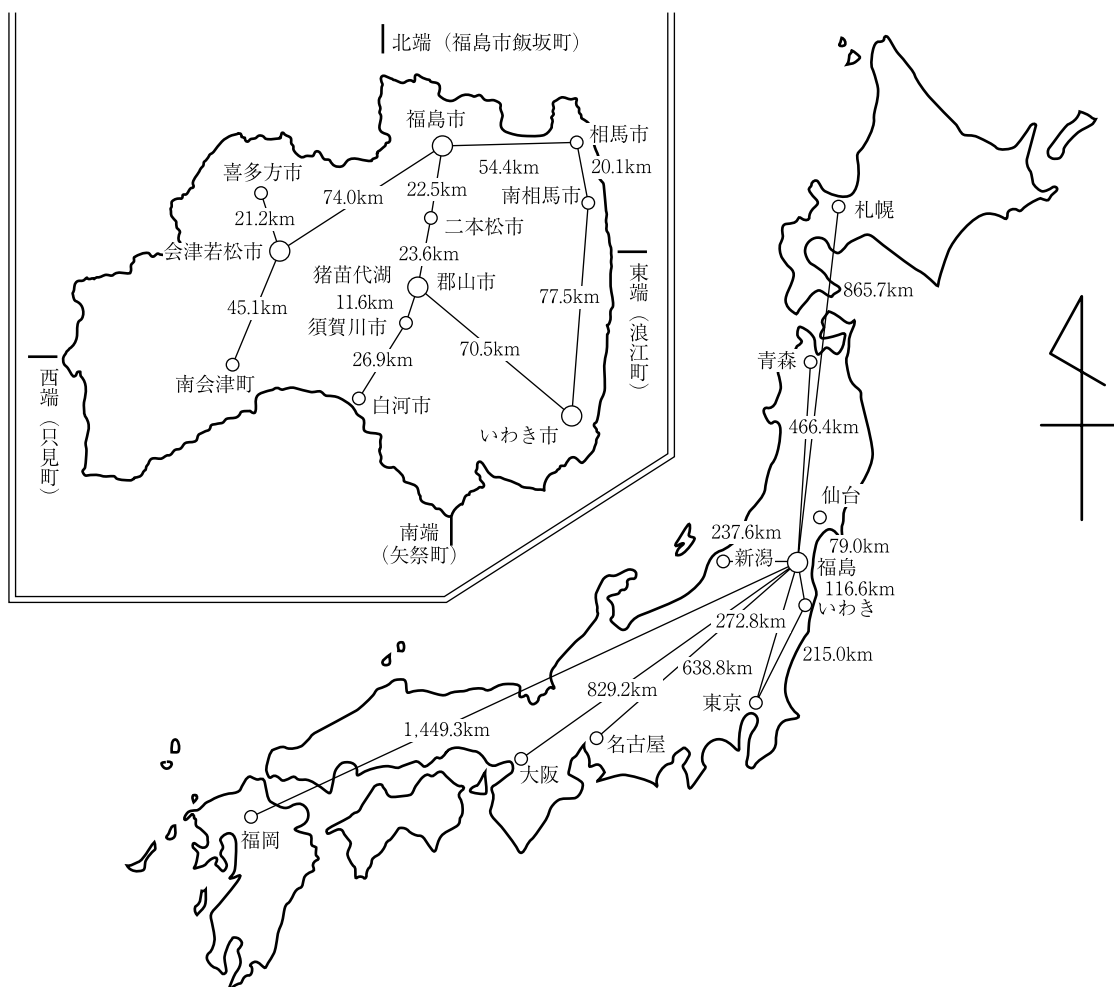
10 福島県の位置及び福島県農業の全国における位置

(1) 位置

福島県は、東北地方の最南端にあり、東京からは概ね200キロメートル圏内に位置しています。

人口は、令和6年5月1日現在で約175.1万人(推計)、面積は、13,783.90平方キロメートルで、全国では北海道、岩手県について3番目の広さです。

福島県は、南から北へつらなる阿武隈高地と奥羽山脈によって、中通り・会津・浜通りの3つの地方に分けられ、それぞれの地方では気候が異なることからそれぞれ特色のある農業が行われています。



(2) 福島県農業の全国位置

区 分	単位	年次	実 績		本県のシェア (%)	全 国	
			全 国	福 島 県		順位	1 位
面 積	km ²	令6	377,974	13,784	3.6	3	北 海 道
総 人 口	千人	令2	126,146	1,833	1.5	21	東 京 都
総 農 家 数	戸	〃	1,747,079	62,673	3.6	4	長 野 県
販 売 農 家	経営体	〃	1,027,892	41,060	4.0	3	茨 城 県
農 業 経 営 体 数	〃	〃	1,075,705	42,598	4.0	4	茨 城 県
うち個人経営体数	〃	〃	1,037,342	41,671	4.0	3	茨 城 県
主業経営体数(個人経営体)	〃	令5	190,800	5,300	2.8	14	北 海 道
準主業経営体数(個人経営体)	〃	〃	115,700	5,700	4.9	2	新 潟 県
副業的経営体数(個人経営体数)	〃	〃	582,100	25,700	4.4	1	(2位)兵 庫 県
農業従事者数(個人経営体数)	人	〃	2,034,700	87,300	4.3	1	(2位)新 潟 県
基幹的農業従事者数(個人経営体数)	〃	〃	1,163,500	42,100	3.6	6	北 海 道
農業産出額(都道府県別)	億円	令4	90,147	1,970	2.2	17	北 海 道
米	〃	〃	14,015	589	4.2	7	新 潟 県
野菜	〃	〃	22,298	460	2.1	16	北 海 道
果 実	〃	〃	9,232	300	3.2	8	青 森 県
花 き	〃	〃	3,493	82	2.3	13	愛 知 県
工 芸 農 作 物	〃	〃	1,551	7	0.5	19	北 海 道
畜 産	〃	〃	34,673	487	1.4	19	北 海 道
生 産 農 業 所 得	〃	〃	31,826	717	2.3	16	北 海 道
生 産 農 業 所 得 率	%	〃	35.3	36.4	—	16	佐 賀 県
販売農家1戸当たり経営耕地面積	ha	令5	3.4	2.4	—	19	北 海 道
耕 地 利 用 率 (田 畑 計)	%	令4	91.3	77.0	—	43	佐 賀 県
耕 地 面 積	ha	令5	4,297,000	134,500	3.1	7	北 海 道
田 面 積	〃	〃	2,335,000	95,500	4.1	5	北 海 道
畑 面 積	〃	〃	1,962,000	39,000	2.0	10	北 海 道
水 稻 収 穫 量 (子 実 用)	t	〃	7,165,000	327,600	4.6	6	新 潟 県
大 豆 収 穫 量	〃	〃	259,800	1,470	0.6	23	北 海 道
も も 収 穫 量	〃	〃	109,500	28,500	26.0	2	山 梨 県
日 本 な し 収 穫 量	〃	〃	183,400	13,800	7.5	4	千 葉 県
りんご収穫量	〃	〃	603,800	18,500	3.1	5	青 森 県
ぶどう収穫量	〃	〃	167,000	2,650	1.6	11	山 梨 県
かき収穫量	〃	〃	186,600	8,270	4.4	8	和 歌 山 県
きゅうり収穫量	〃	〃	529,200	39,200	7.4	4	宮 崎 県
トマト収穫量	〃	〃	678,500	21,000	3.1	8	熊 本 県
アスパラガス収穫量	〃	令4	26,000	1,430	5.5	9	北 海 道
ばれいしょ収穫量	〃	令5	2,283,000	15,300	0.7	6	北 海 道
ねぎ収穫量	〃	令4	442,500	10,800	2.4	12	茨 城 県
さやいんげん収穫量	〃	〃	33,100	3,260	9.8	2	千 葉 県
さやえんどう収穫量	〃	〃	19,300	1,060	5.5	3	鹿 児 島 県
ブロッコリー収穫量	〃	〃	172,900	3,970	2.3	11	北 海 道
葉たばこ収穫量	〃	令5	8,722	281	3.2	9	熊 本 県
こんにゃくいも収穫量	〃	〃	50,900	29	0.1	5	群 馬 県
おたねにんじん収穫量	〃	令4	9	5	55.6	1	(2位)長 野 県
きく出荷量	千本	〃	1,227,000	21,100	1.7	11	愛 知 県
りんどう出荷量	〃	〃	73,100	3,470	4.7	4	岩 手 県
トルコギキョウ出荷量	〃	〃	84,500	3,640	4.3	6	長 野 県
宿根かすみそう出荷量	〃	〃	45,800	8,090	17.7	3	熊 本 県
収 蘭 量	t	令5	44.7	6.6	14.8	3	群 馬 県
乳 用 牛 飼 養 頭 数	頭	〃	1,356,000	11,000	0.8	19	北 海 道
肉 用 牛 飼 養 頭 数	〃	〃	2,687,000	50,300	1.9	16	北 海 道
豚 飼 養 頭 数	〃	〃	8,956,000	123,700	1.4	21	鹿 児 島 県
採卵鶏飼養羽数(ひな、成鶏めす)	千羽	〃	172,265	5,607	3.3	12	千 葉 県
肉用若鶏(ブロイラー)飼養羽数	〃	〃	141,463	797	0.6	26	鹿 児 島 県

(資料：「全国都道府県市区町村面積調」、「国勢調査(速報値)」、「農林業センサス」、「生産農業所得統計」、「農業構造動態調査」、「農業経営統計調査」、「農林水産統計年報」、「耕地及び作付面積統計」、「作況調査」、「野菜生産出荷統計」、「全国たばこ耕作組合中央会調べ」、「(一財)日本こんにゃく協会調べ」、「(公財)日本特産農産物協会調べ」、「ふくしまの蚕糸」、「(一財)大日本蚕糸会調べ」、「畜産統計」、「食鳥流通統計調査」)

11 令和6年度の新規就農者数について

令和6年9月20日
福島県農業担い手課

福島県では、毎年、新規就農者数について調査しており、令和6年度の調査結果（対象期間：令和5年5月2日から令和6年5月1日）がまとまりましたので、お知らせします。

1 結果の概要

令和6年度の新規就農者数は322人となり、令和4年度調査から3年連続で300人を超えました。

- (1) 就農形態別では、自営就農より雇用就農が上回った。また、自営就農の就農区分別ではUターン*が5割を超えた。
- (2) 地方別では、県北、相双、会津の順に多かった。
- (3) 男女別では男性233人、女性89人で、女性の割合は28%です。
- (4) 年齢別では、45歳未満の割合が8割であった。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新規就農者数(人)	166	212	238	211	219	212	204	233	334	367	322

Uターン：本県の農家の出身者で、他産業を離職して就農した者（通常用いられる出身地に戻る意味ではない）。

2 調査結果

- (1) 自営就農の就農区分では、新規学卒は9人、Uターンは74人、新規参入は69人であった。

就農区分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新規学卒	9	10	10	10	9	13	1	5	7	13	9
Uターン	52	61	85	66	54	49	46	44	75	80	74
新規参入	26	22	28	46	41	42	68	57	83	65	69

- (2) 就農形態では、自営就農者数は、震災後大きく減少した後回復傾向にあり、平成28年度から100人を超え、今年度は152人となった。農業法人等の雇用による就農者数は170人であった。

就農形態	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
自営就農	87	93	123	122	104	104	115	106	165	158	152
農業法人等の雇用による就農	79	119	115	89	115	108	89	127	169	209	170

- (3) 地域別では県北、相双、会津の順に多く、昨年度より、県北で増加した。

	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
H26	31	29	23	59	10	9	5	166
H27	35	36	42	50	22	3	24	212
H28	70	56	17	47	13	7	28	238
H29	45	52	18	52	14	13	17	211
H30	55	37	20	51	12	13	31	219
R 1	38	40	19	39	15	39	22	212
R 2	70	33	13	31	14	17	26	204
R 3	60	42	23	46	14	28	20	233
R 4	96	59	33	64	8	25	49	334
R 5	96	59	40	56	10	52	54	367
R 6	115	48	36	49	9	51	14	322

- (4) 女性の新規就農者は89人で、男女の割合は男性72%、女性28%となった。

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
男 性	138	157	177	157	162	166	141	172	234	253	233
女 性	28	55	61	54	57	46	63	61	88	114	89
女性の割合 (%)	17	26	26	26	26	22	31	26	27	31	28

- (5) 年齢別では、45歳未満が239人で全体の80%を占めた。

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
45歳未満	144	187	198	190	199	173	166	187	257	293	239
45歳以上	22	25	40	21	20	39	38	46	63	74	80
45歳未満の割合(%)	87	88	83	90	91	82	81	80	80	80	75

- (6) 自営就農における部門別の新規就農者数は、野菜を主部門とする者が最も多く、野菜・畜産・その他（菌茸等）で前年より増加した。野菜80人、果樹32人、水稻19人、花き12人、畜産4人、その他5人となっている。

- (7) 自営による就農者と比べて、農業法人等への雇用による就農者の定着率は低く、特に、3年、5年と就農から年数が経過するにしたがって低下している。

就農形態	就農して1年経過 (R5就農)	就農して3年経過 (R3就農)	就農して5年経過 (R元就農)
自営就農の定着割合 (%)	92	86	76
雇用就農の定着割合 (%)	65	49	36
就農全体の定着割合 (%)	78	70	61

(参 考)

1 調査方法

市町村・農業委員会・農業協同組合・農業会議等と連携して実施した。

2 調査対象

令和5年5月2日から令和6年5月1日までの1年間に就農した65歳未満で、年間150日以上農業に従事することが見込まれることが確実な者。（ただし、他産業を定年退職後に就農した者は除く）

3 就農形態

自営就農者：個人で農業を行う者

雇用就農者：農業法人等（農地法の改正に伴い、農業に参入した企業を含む）に正規の従業員（パート・アルバイトを除く）として就職した者（150日以上契約）のうち、主に農業生産部門に従事している者

4 就農区分

新規学卒：本県の農家の出身者で、卒業と同時に就農した者

Uターン：本県の農家の出身者で、他産業を離職して就農した者

新規参入：本県の農家以外の出身者で、就農した者

5 調査開始年度

平成11年度から現在の調査基準で調査を行っている。

6 調査区分によっては未記載があり、合計数が総就農者数と合わないことがある。

○定着状況調査

1 調査方法 新規就農者実態調査と同じ。

2 調査対象

令和5年度（就農から1年経過）、令和3年度（就農から3年経過）、令和元年度（就農から5年経過）新規就農者実態調査における新規就農者（ただし、雇用就農から「雇用就農資金（農の雇用事業）」による就農者は除く。）

3 就農形態 新規就農者実態調査と同じ。

4 定着割合の算出方法

各年度の定着割合（%）＝各調査年度の営農継続者数÷各調査年度の新規就農者数のうち令和6年5月1日時点で追跡できた人数×100

12 新規就農者チェックシート

(1) 適性・知識チェックシート

チェックシートの利用の仕方

このチェックシートは、農業で生計を立てることを前提として、新規就農に当たっての適性や知識、準備の進み具合を自分自身でチェックするものです。

なお、当てはまらない項目は、一般的にこれから就農を目指す場合に、準備あるいは獲得が必要な項目であるものと理解して下さい。

ア 就農に対する適性

- ☐ 健康・体力には自信がある。
- ☐ 生き物（動植物）が好きである。
- ☐ 単純作業もこつこつやることが出来る。
- ☐ 他人との付き合いは苦にはならない。
- ☐ オフィスの事務作業よりも野外で体を動かすことが好きだ。
- ☐ 忍耐力にはかなり自信がある。

イ 新規就農についての意欲、動機、知識

- ☐ 農業所得で生活し、職業としての農業を目指している。
- ☐ 新規就農した経営者に会ったり、体験談を直接聞いたことがある。
- ☐ これまでに受けた農業体験や研修により、農作業の厳しさは身体で分かっている。
- ☐ 家族と一緒に生活や仕事がしたい。
- ☐ 農業は自然のなかで生き物を育てること。自然災害や技術不足のため、収穫が皆無の場合があることを知っている。
- ☐ 新たに農業を始めることは、経営者として新しく事業を起こし、経営者になることであり、非農家出身者が新たに農業を始めることは既存の生産基盤のある農家より容易でないことは分かっている。

ウ 新規就農の事前準備状況

- ☐ 新規就農に関する情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネットホームページ、情報誌等）。
- ☐ どんな作物を作るのか（作目選択）意向が固まっている。
(作目：) (適地：)
- ☐ どこで農業をやるか（就農希望地）意向が固まっている。
(作目：) (適地：)
- ☐ 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。
- ☐ 家族が就農に同意している。
- ☐ 自動車運転免許（普通免許以上）を所持している（ペーパードライバーを除く）。

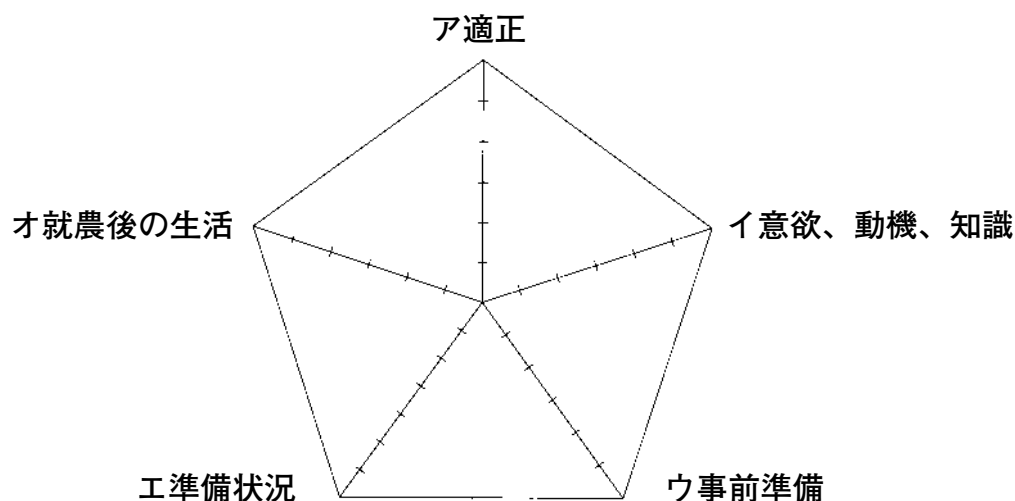
エ 就農条件の準備状況

- ☐ これまでに1年間以上にわたる農家、農業法人等での本格的研修を受けたことがあり(又は研修中)、目指す農業(作目)の技術と知識は身につけた。
- ☐ 就農希望地で、就農に当たって親身になって面倒を見てくれる世話役的な人がいる。
- ☐ 農地を取得(購入又は借り入れ)するには法律(農地法等)にもとづいた許可と手続きが必要で、一定の要件をクリアすることが必要であることを知っている。
- 営農のために用意できる自己資金額は
 - ☐ 200万円以上 500万円未満……1 / 4ポイント
 - ☐ 500万円以上 1,000万円未満……2 / 4ポイント
 - ☐ 1,000万円以上 2,000万円未満……3 / 4ポイント
 - ☐ 2,000万円以上……4 / 4ポイント
- ☐ 営農資金が自己資金で足りず、融資制度を利用する場合、保証人になってくれる人が見込める。
- ☐ 経営についての一定の知識(複式簿記等)はある。
- ☐ 農産物の販売について自信がある(マーケティング関連業務経験、元の職場同僚・知人・友人等のネットワーク活用など)。

オ 農村生活・就農後の生活について

- ☐ 営農資金の他に、当面の生活資金(1～2年程度)を用意している。
- ☐ 農業以外に本人や家族に収入を得る手だてがある。
- ☐ 農業をするには、住居がアパートなどでは難しいことを知っている。
- ☐ 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っている。
- ☐ 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーションの重要性を知っている。
- ☐ 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っている。

自身が当てはまるものをチェックし、1問を1ポイントとして換算し(4「■ 営農のために用意できる自己資金額は」を除く)、ア～オの項目毎に、各項目の合計ポイントでレーダーチャートを記入して下さい。



(2) 新規就農者チェックリスト

【就農面について】

ア めざす農業経営像の明確化

- ☐ 作目は選択しましたか（どんな作物を作るのか）。
- ☐ 経営タイプの選択をしましたか（経営作目は単一か、複数以上か）。
- ☐ 栽培方法の選択をしましたか（露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か）。
- ☐ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択、並びに経営規模等がマッチしていますか。

イ 就農先の選定

- ☐ 就農地は「①めざす農業経営」の作目や栽培方法の選択とマッチしていますか。
- ☐ 選択作目の主産地で、生産技術の指導体制や生産物の出荷・販売体制が整備されており、新規就農者の受け入れ支援も期待できますか。
- ☐ 現地視察に際しては、1箇所には何度か足を運ぶようにしていますか。
- ☐ 生活条件（町の中心地までの距離や道路・交通事情、学校や病院・商店までの距離等）の検討をしましたか。
- ☐ 就農先の選定に当たっては、決定前に一度は家族（できれば全員）を現地に同行して訪れていますか。
- ☐ 現地視察の際は、地元の農家（住民）から積極的に、地元の状況について話を聞いていますか。
- ☐ 農地を確保（購入又は借りる）できる情報を得ていますか。
- ☐ 就農先に、就農に当たって面倒を見てくれる世話役的な人がいますか。
- ☐ 住宅を確保する目途がたっていますか。

ウ 農地の取得と技術の習得

- ☐ 取得を考えている農地は、農地法の許可要件のうちの1要件「すべての農地の耕作や農作業に従事すると認められること」がクリアできますか。
- ☐ 取得を考えている農地は農地法の許可要件のうちの1要件「住居地から農地までの適作距離からみて効率的に利用して耕作すると認められること」がクリアできますか。
- ☐ 借入の場合、10a当たり小作料（賃借料）の金額を把握していますか。
- ☐ 生産技術は習得できていますか。もしくは、就農後に技術的なサポートが受けられますか。

エ 資金の確保

- ☐ 営農のために用意できる自己資金額はいくらですか。[万円] A
- ☐ 営農のために必要となる資金額の見込みはたっていますか。（初期の設備投資資金と1年目の資材・材料費。農地購入の場合は土地代も含む）[万円] B
- ☐ 借入が必要な資金額は [万円] B - A

- ☐ 活用できる融資制度名と、融資制度を活用して借りられる資金額は
 ◇制度名「 」、借入金額[万円]
 ◇制度名「 」、借入金額[万円]
- ☐ 保証人が必要な融資制度については、保証人が確保できる。

オ 農業機械・施設の取得や営農計画

- ☐ 農業機械・施設の取得（購入や借り入れ）の計画をたてていますか。
- ☐ 就農後の営農計画や販売計画等をたてていますか。
 - ◇ 営農計画をたてたい。
 - ◇ 農協出荷を軸に販売計画をたてたい。
 - ◇ 農協出荷と直販を組み合わせたい。
 - ◇ 直販や個人宅配などを中心に取り組みたい。
 - ◇ 生産から加工・販売まで行う多角的経営をめざしたい。
 - ◇ 有機農産物の生産・販売を行いたい。

【生活面について】

ア 生活資金

- ☐ 生活資金の確保を十分検討していますか。
 - ◇ 2年間位の最低生活費は確保している。
 - ◇ 農業所得と自己資金で2～3年は確保できる見込み。
 - ◇ 国や自治体の支援資金や自己資金で対応できる。
 - ◇ 本人や家族に、ある程度の農業外収入が見込める。
- ☐ 借家の場合、農業収入が不十分でも家賃が確保できますか。
- ☐ サラリーマンのときには給与から差し引かれていた税金、福利厚生費のうち、市町村民税、国民健康保険料は前年度の所得に対し課税されますが、その支払いを考慮していますか。

イ 生活・教育関係

- ☐ 子供の学校や幼稚園の通学・通園に問題はありませんか。
- ☐ 交通網や公共施設等のチェックは済んでいますか。
- ☐ 農村では地域内の人のつきあいが濃密です。営農のためにも地元の農家とつきあいが重要です。積極的にコミュニケーションが図れますか。

(3) 就農・移住時の諸手続き等チェックリスト

ア 新住居の住所確認

- ☐ 住所・地番を正確に把握
- ☐ 最寄りの公共施設や交通機関等の確認
- ☐ 転出・転入挨拶状の送付（1ヶ月以内に）

イ 農業関係機関等への連絡・通知

- ☐ 地元農協への組合員の届出（農協出資金等を含め申し込む）
- ☐ 関係する各種生産部会等の加入手続き（農協等に問い合わせして下さい）
- ☐ 農地を取得（購入・貸借）する場合の手続き（農業委員会の許可が必要）

ウ 諸届け・通知

(ア) ライフライン関係

- ☐ 電気（電力会社営業所へ転入届、使用開始日時等の依頼）
- ☐ ガス（プロパンガス等の取り扱い会社へ連絡、使用開始日時等の依頼）
- ☐ 水道（市町村役場の担当課へ転入届、使用開始日時等の依頼）
- ☐ 電話（電話局へ転入届、使用開始日時等の依頼）

(イ) 住所変更関係

- ☐ 住民票（転入後14日以内に当該市町村の住民担当課へ転入届提出）
- ☐ 所得証明（転入後必要になることがあるので、前居住地の市町村役場・区役所で取っておきます）
- ☐ 運転免許証（最寄りの警察署・交通安全協会へ住所変更届）
- ☐ 郵便局（最寄りの郵便局へ住所変更届専用はがき有り）
- ☐ 自治会（自治会班長、組長等へ転入通知）

(ウ) 保険関係等

- ☐ 国民健康保険（転入後14日以内に市町村役場の担当課へ届出）
- ☐ 国民年金（転入後14日以内に市町村役場の担当課へ届出）
- ☐ 自賠責保険（契約特約店へ住所・連絡先等変更通知）
- ☐ 失業保険（受給中の方は、住民票・印鑑・受給資格者票・名前が変わる場合は戸籍抄本をもって、最寄りの公共職業安定所に次の認定日の前日までに届出）
- ☐ 預貯金（銀行・農協・郵便局等の金融機関へ住所等の変更を通知）

(エ) 保育園・学校関係の転入の準備等

- ☐ 幼稚園・保育園は市町村役場の担当課に問い合わせして下さい。
- ☐ 小学校・中学校は市町村役場の教育委員会に問い合わせして下さい。

13 令和7年度福島県農業総合センター農業短期大学校就農研修

(1) 就農研修

(令和7年4月現在)

ア 就農研修初級

名 称	主な内容	対象者及び定員	期間（日数）
(ア)春コース	[講義] ・農作物栽培のための基礎知識 ・営農に係る基礎知識 [実習] ・スイートコーンとエダマメの栽培管理 ほか関連する内容	就農希望者 15名	5～7月 (5日) 日曜日開催 ○募集期間： 4月1～15日
(イ)秋コース	[講義] ・農作物栽培のための基礎知識 ・営農に係る基礎知識 [実習] ・ダイコンとハクサイの栽培管理 ほか関連する内容	就農希望者 15名	9～11月 (5日) 日曜日開催 ○募集期間： 7月1～13日

イ 就農研修中級

主な内容	対象者及び定員	期間（日数）
[講義、演習、見学] 必修科目：土壌肥料、農業経営（GAP）、鳥獣害対策 選択科目：以下の科目から1科目以上選択できる。 水稻、野菜、果樹、花き、畜産、有機農業	就農予定者 及び就農者 15名	5～8月 (14日) 募集期間 4月1～15日

ウ 施設利用研修

名称	主な内容	対象者及び定員	期間
就農研修	就農に向けた技術習得支援等	就農希望者で就農意欲の高い方等	随時 (要問い合わせ)

(2) 長期就農研修

内 容	対象者及び定員	期間
ア 研修科目 施設野菜、露地野菜、果樹、花き、水稻・畑作物、畜産、有機栽培から選択する。 複数科目を希望する場合は、相談による。 イ 研修場所 選択した科目により農業短期大学校、農業総合センター本部、各研究所のいずれかで実施する。 ウ 研修方法 農業短期大学校では、自分で立てた計画に沿って、職員の指導を受けながら実習等を行う。 農業総合センター本部等では、研究用ほ場等において研究計画やほ場管理計画等に基づく管理作業の中で、研究員等の指示により実習等を行う。 本研修受講者は、農業短期大学校農業経営部科目の聴講及び研修部の就農研修（初級・中級）を受講できる。	ア 対象者 ・福島県内で、農業により生計を立てることを目的とし、就農前に農業の知識及び技術の習得を志す者。 ・申込み時の年齢が、概ね60歳未満。申込年齢の具体的な取り扱いは、個別に相談。 ・令和8年度の研修生募集期間は、令和7年12月1日~令和8年1月26日の予定です。 イ 定員 9名 (ただし、これは農業短大での枠とし、農業総合センター本部等では、部署の状況等により受け入れ人数を決定する)	1 年間

○問い合わせ先

住所：〒969-0292 福島県西白河郡矢吹町一本木446番地 1

電話：0248-42-4114（研修部）

米 ▶ 主な生産地：県内全域



極上米王国、
ふくしま。



生産量が全国第6位の米どころ、「コシヒカリ」「ひとめぼれ」を中心に作付けされています。きれいな水と豊かな土で育まれた福島県産米は、食味も全国的に高い評価を得ています。県オリジナル品種は「天のつぶ」、「里山のつぶ」、「福、笑い」、酒造好適米の「夢の香」、「福乃香（ふくのか）」などが生産されています。

そば ▶ 主な生産地：喜多方市、会津若松市、南会津町



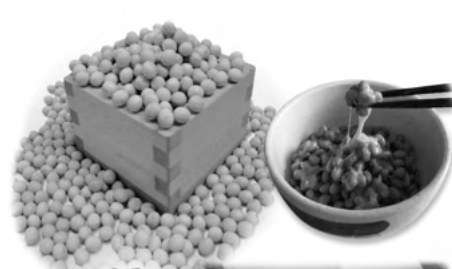
そばは、会津を中心に伝統的な食材として生産されており、全国第4位の作付面積となっています。平成19年に麺加工適性に優れた県オリジナル品種「会津のかおり」が誕生し、県内各地で生産されています。

麦 ▶ 主な生産地：南相馬市、会津坂下町、会津美里町



麦は、会津地方や相双地方を中心に生産され、地元産の麦を使用したうどんやラーメン等の商品が登場しています。うどん加工用として「きぬあずま」が、ラーメンやパン加工用として「ゆきちから」が生産されています。

大豆 ▶ 主な生産地：南相馬市、会津若松市、郡山市



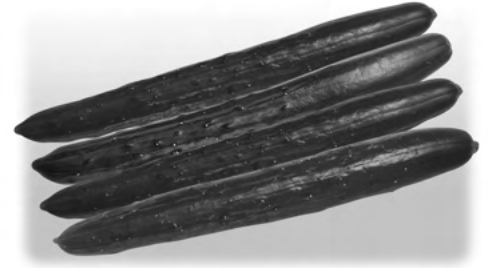
福島県は、納豆、豆腐等の消費量が多く、県内各地で原料大豆が生産されています。豆腐や味噌加工用として「タチナガハ」「あやこがね」「里のほほえみ」が生産されています。

ミニトマト ▶ 主な生産地：喜多方市



ミニトマトは、一口サイズの小型のトマトで、赤色だけではなく黄色やオレンジ色の品種があり、食べやすさと糖度の高さから人気があります。県内では夏秋栽培や促成栽培により年間を通じて生産しています。

きゅうり ▶ 主な生産地：須賀川市、伊達市、二本松市



県内各地で栽培され、福島県を代表する野菜です。夏秋期の出荷量は全国で1位です。旬は7月～9月。新鮮なバリバリとした歯触りと独特の香りを味わってください。

トマト ▶ 主な生産地：南会津町、白河市、いわき市



会津地方や中通りの標高の高い地域では昼と夜の温度差が大きく、品質の良い夏秋トマトが生産されています。甘味が強く酸味も適度です。浜通りでは冬の温暖な気候を活かし、大規模な施設で年間を通して生産しています。

なす ▶ 主な生産地：須賀川市、二本松市、郡山市



県内一円ですべて自家用として栽培していますが、広く産地化されているのは須賀川市、二本松市、田村市です。夏野菜の代表であるなすは、漬物、揚げ物、煮物とさまざまな調理方法に向く食材で、料理のバリエーションが広がります。7月～9月が出荷時期です。

ピーマン ▶ 主な生産地：田村市、三春町、二本松市



田村・安達地方が主な産地で7月～9月が旬です。ビタミンCが豊富で油炒めにするとうとビタミンAの吸収がよくなります。

ふくしまの農林水産物

いちご

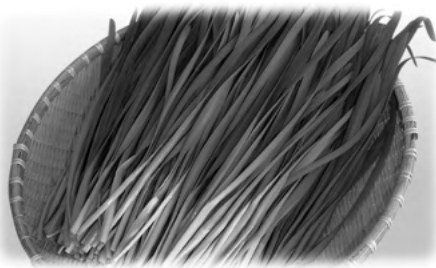
主な生産地：
伊達市、いわき市



いちごは ビタミンCや食物繊維のひとつであるペクチンが豊富に含まれています。県のオリジナル品種「ふくはる香」「ふくあや香」「タやけベリー」はどちらも大粒で甘みの強い品種です。12月～5月頃までが出荷期です。

にら

主な生産地：
伊達市、白河市、矢吹町、新地町



ビタミンAやカルシウムなどが豊富で、緑黄色野菜の代表です。葉の幅が広いものがやわらかくて美味しいにらです。冬のスタミナ野菜として鍋物などにどうぞ。

ブロッコリー

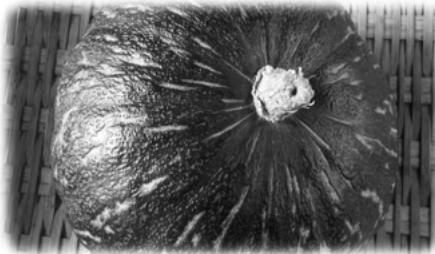
主な生産地：
白河市、南相馬市、中島村



5～6月に収穫される春ブロッコリーと10月～11月に収穫される秋ブロッコリーがあります。ビタミンCや食物繊維が豊富です。つぼみがかく、こんもりと盛り上がって色鮮やかなものほど新鮮です。

かぼちゃ

主な生産地：
会津若松市、二本松市、南相馬市



カロテンが豊富に含まれているのが特徴です。旬は夏で、8月から9月が最盛期ですが、長期の保存が出来るので、秋から冬にかけても食べることが出来ます。県内では、ホクホクした甘みのある品種を多く作付けしています。

ほうれんそう

主な生産地：
郡山市、矢吹町、福島市、磐梯町



カロテンをはじめ、鉄分やビタミンなど豊富な栄養成分が含まれています。県内全域で生産されており、周年で出荷されていますが、冬期間は、甘みがのってくる季節であり、葉の縮みが発生する特徴のある品種も作付けしています。

ねぎ

主な生産地：
いわき市、郡山市



いわき地方が大産地です。須賀川市の「源香ねぎ」や郡山市の「阿久津ねぎ」など古くから地域に伝わる在来品種もあります。

さやいんげん

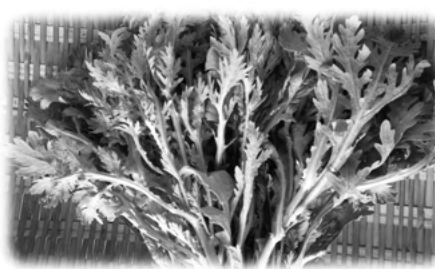
主な生産地：
田村市、須賀川市、会津美里町



夏の涼やかな気候に適するさやいんげんは、中山間に産地があります。夏秋期は全国1位の生産量を誇り、7月から9月が旬です。ビタミン、カルシウム、食物繊維が豊富です。きれいな緑色で皮に張りつつやがあるものを選びましょう。

春菊

主な生産地：
南相馬市、伊達市、中島村



独特の葉の形と香りが特徴で、ビタミンB群、ビタミンC、カリウム、鉄分、カロテンが含まれています。旬は、11月から3月で、冬の鍋物に欠かせない野菜です。県内では、主に県北地方、県南地方、浜通り地方で栽培しています。

大根

主な生産地：
郡山市、南相馬市、会津若松市



会津や中通りの高冷地の夏大根、浜通りの秋冬大根が主な産地で、辛みが少なく煮くずれしにくい青首系品種を生産しています。ビタミンCが多く、ジアスターゼという消化を助ける成分が含まれています。

さやえんどう

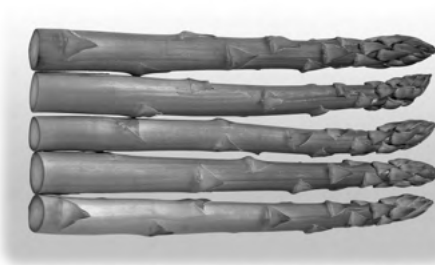
主な生産地：
伊達市



春を代表する野菜です。みそ汁や油炒め、煮物の彩りなどに利用されます。5月～6月が出回り時期ですが、旬が短いので時期を逃さずに食べたいものです。

アスパラガス

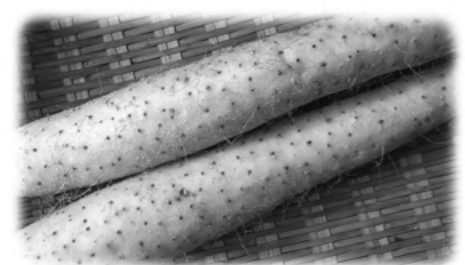
主な生産地：
喜多方市、会津若松市、南会津町



タンパク質、ビタミンやミネラルが多く含まれています。会津地方での生産が多く、5月が旬です。福島県オリジナル品種「ハルキタル」「ふくきたる」やアントシアニンが豊富な紫アスパラガス「はるむらさき」も生産しています。

ナガイモ

主な生産地：
本宮市、郡山市、いわき市



県中地方を中心に長さや形の異なる様々な品種を生産しています。すりおろしてとろろにして食べるのが一般的ですが、それぞれの品種で粘り等に違いがあります。

葉わさび ▶ 主な生産地：伊達市



伊達市は、葉と茎を食べる全国有数の葉わさびの産地です。葉わさびは1月下旬と5月上旬に「花わさび」として出荷しています。ビタミンCを豊富に含んでおり、辛味はビタミンCの酸化防止に役立ちます。

たらの芽 ▶ 主な生産地：喜多方市、川俣町、福島市、



山菜の王様といわれるたらの芽。ほのかな苦さが春の到来を告げます。ハウスのふかし栽培は、露地物よりも一足早い2月～3月が出荷のピークです。

あさつき ▶ 主な生産地：二本松市、郡山市、福島市



ネギの一種のアサツキは、県北と会津に古くから伝わる在来品種が栽培されています。他のネギ類と同様にバランスのとれた栄養野菜で、酢みそあえや薬味として美味しく食べられます。

りんご ▶ 主な生産地：福島市、須賀川市、会津若松市



りんごは、整腸・解毒作用、高血圧防止などが知られています。中でも味、人気ともに抜群の品種が「ふじ」で、蜜入りりんごとしては福島県産が特に有名です。色が良く、果肉がしまっていて形の良いものを選ぶことがポイントです。

もも ▶ 主な生産地：福島市、伊達市、桑折町、国見町



生産量は、全国の約20%。7～8月の「あかつき」、9月の「ゆうぞら」は生産量日本一となっています。長期間にわたってさまざまな品種が楽しめる「ふくしまのもも」をぜひ、ご賞味ください。（「あかつき」は県ブランド認証産品）

なし ▶ 主な生産地：福島市、須賀川市、相馬市、いわき市



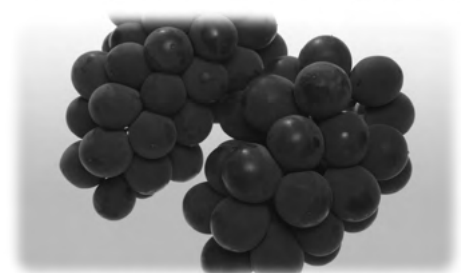
さわやかな甘さと独特のシャリッとした食感で、福島の秋の味覚の代表ともいえる「なし」。古くから解熱・利尿作用があることが知られています。重量感があり、果肉が硬くしまっていて形の良いものを選ぶことがポイントです。

すもも ▶ 主な生産地：伊達市、福島市、国見町



すももは品種が多く、初夏から秋にかけて個性豊かな実が収穫されます。また、葉酸やカリウムを多く含み疲労回復・整腸作用等に効果があることが知られています。爽やかな甘味の「大石早生」は、現・伊達市保原町の故大石俊雄氏が育成し、昭和27年に品種登録した品種で、福島県はもとより日本で最も多く栽培されています。

ぶどう(あづましずく) ▶ 主な生産地：福島市、伊達市、会津若松市



あづましずくは県オリジナル品種で、8月中旬頃に収穫され、果汁・甘味ともにたっぷりある大粒の種なしぶどうです。ぶどうは、アントシアニンなどの抗酸化成分を豊富に含んでいます。色が濃く、軸が緑色で太くしっかりしたものを選ぶことがポイントです。

梅 ▶ 主な生産地：須賀川市、川俣町、郡山市



梅は、疲労回復・整腸作用があることが知られています。中でも福島県特産の高田梅は、大きさがゴルフボールほどもあり、種子が小さく、果肉が厚いのが特徴で、かりかり漬けや甘酢漬けなどに適します。

おうとう ▶ 主な生産地：福島市、須賀川市、会津若松市



おうとうは、アントシアニンやフラボノイドなどの抗酸化成分を豊富に含んでいます。中でも抜群の人気を誇る品種が「佐藤錦」です。色鮮やかで光沢があり、軸がしっかりしているものを選ぶことがポイントです。

会津身不知柿 ▶ 主な生産地：会津若松市、会津美里町、会津坂下町



会津身不知柿はもともと渋柿ですが、焼酎等で渋抜きをすると、甘みが強まり、とろりと歯触りが良くなります。ビタミンC、カロテン、食物繊維、タンニンなどを豊富に含んでいます。（県ブランド認証産品）

あんぽ柿

主な生産地：
伊達市、国見町、桑折町



きれいなアメ色をしたやわらかいあんぽ柿は、福島県の特産品として広く全国に知られています。あんぽ柿は、ビタミンA、カリウム、食物繊維を豊富に含んでいます。（県ブランド認証産品）

宿根かすみ草

主な生産地：
昭和村、柳津町、南会津町



夏の涼しい気候を生かして、会津地方の中山間を中心に産地が形成されています。初夏から晩秋にかけて出荷されており夏秋期では全国有数の産地となっています。可憐な白い花は、花束や冠婚葬祭など幅広い用途に利用されています。

シクラメン

主な生産地：
中島村、いわき市、須賀川市、矢祭町、白河市



ピンクや赤のほか、花びらがフリル状になったもの、2色のものなど多彩な品種が栽培されています。県内生産者の栽培技術は高く、品種改良もされており、全国レベルの品評会などでは毎年高い評価を得ています。

トルコギキョウ

主な生産地：
会津若松市、郡山市、川俣町、猪苗代町



清楚な華やかさがあり、花もちが良いことから人気が高く、業務用から家庭用まで幅広く利用されている花です。県内全域で様々な品種が栽培されており、夏から秋にかけて出荷されています。

枝物類

主な生産地：
福島市、須賀川市、郡山市、二本松市



さくら、うめ、もも、ユキヤナギなどが古くから生産されています。最近では、ユーカリなどの葉物や、ヒベリカムなどの実物など新たな品目も生産されています。枝物類は季節感のある花材として様々な用途に使われています。

きく

主な生産地：
福島市、川俣町、会津美里町、二本松市



県内で最も多く生産されている切り花です。輪ぎく、小ぎく、スプレーぎくが栽培されており、輪ぎくと小ぎくは夏から秋にかけて出荷されています。花束などの家庭用に用途が広がっているスプレーぎくでは施設化が進んでいます。

りんどう

主な生産地：
南会津町、下郷町、只見町



紫・薄青・ピンクなどバラエティに富んだ花色の品種が栽培されています。9月上旬から咲く濃青紫色の「ふくしまほのか」、9月中旬から咲くピンクの「ふくしまかれん」などがあり、仏花、フラワーアレンジメントなどに幅広く利用できます。

こんにゃく

主な生産地：
棚倉町、川俣町、伊達市



生いもから作られる「生すりこんにゃく」は、生いもを粉（精粉）にしてから作ったものよりも弾力に富み、歯ごたえ、風味が良い上に味が良くしめこむなど、質の高いこんにゃくとして評判です。

エゴマ

主な生産地：
田村市、天栄村、鮫川村



シソ科の植物であるエゴマは、別名「じゅうねん（十念）」とも呼ばれます。実から採れる油はα-リノレン酸を多量に含み、生活習慣病の予防効果などの健康機能性が大きく注目されています。油の他にも和え物や菓子類などに利用されています。

ヤーコン

主な生産地：
天栄村、白河市



アンデス地方を原産とするヤーコンは梨に似た食感で、果物のような甘味があります。主成分であるオリゴ糖は整腸作用効果などがあります。生のままでサラダや漬物、炒め物などに使えます。

おたねにんじん

主な生産地：
会津若松市、会津美里町



江戸時代から会津地方の特産品だったおたねにんじん（別名 朝鮮にんじん）は、山菜のウドやタラの仲間です。漢方薬の原料のほか、天ぷら、ごま和え、漬物、さらにはシャーベットなど、会津が誇る貴重な食材として楽しむことができます。

はちみつ ▶ 主な生産地：会津地方



福島の大自然とミツバチの恵みにより、トチ蜜、アカシア蜜、山桜蜜、ソバ蜜などの天然はちみつが採蜜されます。はちみつには、ビタミンやミネラルが多く含まれており、健康食品として注目を集めています。

なめこ(菌床) ▶ 主な生産地：郡山市、いわき市、本宮市



なめこには原木栽培と菌床栽培のものがありますが、近年ではほとんどが菌床栽培となっています。県内の生産量は震災後一時落ち込みましたが、その後は年々回復傾向にあります。

県産牛乳・乳製品 ▶ 主な生産地：県内全域



県内では、特色ある牛乳やヨーグルトなど様々な乳製品が数多く製造されています。牛乳・乳製品は日本人に不足しがちなカルシウムや良質のたんぱく質など、命を支えるために必要な栄養素が含まれています。

山菜 ▶ 主な生産地：県内全域



左からウド、タラノメ、ワラビ

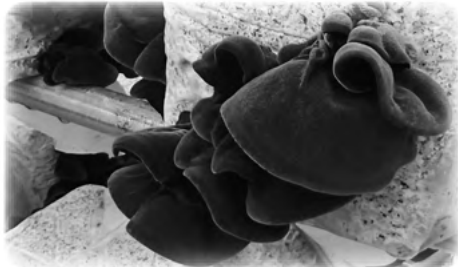
懐かしい素朴な味わいや、季節感を感じられることが山菜の魅力です。アクを抜く手間が必要ですが、おいしく食べるためには大切なこと。山菜の苦みは私たちに春の訪れを教えてください。

しいたけ ▶ 主な生産地：県内全域



たくさんの人に食べられている「しいたけ」はきのこの代表選手と言って良いでしょう。味、香り、食感に優れ、コレステロールや血圧の降下作用、抗酸化作用などの機能を合わせ持った健康食品です。

きくらげ ▶ 主な生産地：福島市、西会津町、石川町



ゼラチン質の肉質で、歯触りのよいきのこです。血糖値を下げる働きがあることが報告されるなど、その機能性にも注目が集まっています。施設栽培により周年の発生が可能ですが、県内では主に6～8月に生産されています。

福島牛 ▶ 主な生産地：県内全域



美しく豊かな自然と、生産者のあたたかい愛情に育まれた福島牛には、人の心をとらえてやまない美味しさがあります。色鮮やかにして良質の霜降りをもつ福島牛は、まさに牛肉の傑作。やわらかな肉質、風味豊かでまろやかな味わいを、ぜひ一度、ご堪能ください。(県ブランド認証産品)

会津地鶏 ▶ 主な生産地：三島町、下郷町、只見町、猪苗代町、浅川町



会津地鶏は、会津地方で古くから飼われていた絶滅寸前の地鶏をもとに、福島県農業総合センター畜産研究所養鶏分場が4年の歳月をかけて作り上げました。肉は適度に歯ごたえがあり、こく・うまみに優れています。また、卵は地鶏卵として販売され、さまざまな料理に活用されています。(県ブランド認証産品)

川俣シャモ(ふくしま赤しゃも) ▶ 主な生産地：川俣町



川俣シャモ(ふくしま赤しゃも)は、闘鶏に用いられる軍鶏をもとに、福島県農業総合センター畜産研究所養鶏分場(旧：養鶏試験場)が肉質と産肉性に優れる他の2品種との交配により作り上げました。肉は、軍鶏の特徴を受け継いで、うまみに優れ低脂肪で低カロリーです。どんな料理にも合いますが、「しゃも鍋」のスープは絶品です。(県ブランド認証産品)

うつくしまエゴマ豚 ▶ 主な生産地：喜多方市、泉崎村



うつくしまエゴマ豚は、福島県農業総合センター畜産研究所が開発した技術を用いて育てた肉豚です。エゴマ種実を一定期間、一定量給与して飼育されており、生活習慣病の予防に効果があるとされるα-リノレン酸を多く含んでいます。その肉質は大変柔らかく、とてもおいしいと評判です。

みくしまの在来希少作物

会津菊 (会津小菊座・会津小南瓜・)
会津早生 ▶ 主な産地：会津若松市



350年前から会津若松市の門田町飯寺地区を中心に飯寺(にいでら)カボチャとして栽培されてきたとの記録がある日本カボチャです。西洋カボチャの普及とともにほとんど栽培が無くなりましたが、会津若松市の一部でごく少量生産されています。

慶徳タマネギ (慶徳中甲高黄) ▶ 主な産地：会津地方、喜多方市(慶徳町)



喜多方市慶徳地区で採種され、会津地方で主に栽培されてきたタマネギです。横径に対し縦径がやや大きく、収穫時の皮色は銅黄色です。昭和39年には、肉質、貯蔵性に優れた品種として農林大臣賞を受賞しました。

館岩赤カブ ▶ 主な産地：南会津町(館岩)



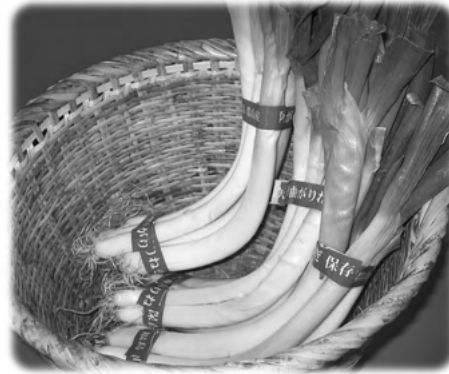
およそ300年前頃から焼畑式で南会津町(館岩村)を中心に栽培されてきた赤カブです。根の表面は赤紫で内部は白く、肉質は堅く、甘みがあります。ある時期は甘味源として利用されたこともありますが、主に漬け物用として利用されています。

会津丸(なす) ▶ 主な産地：会津若松市



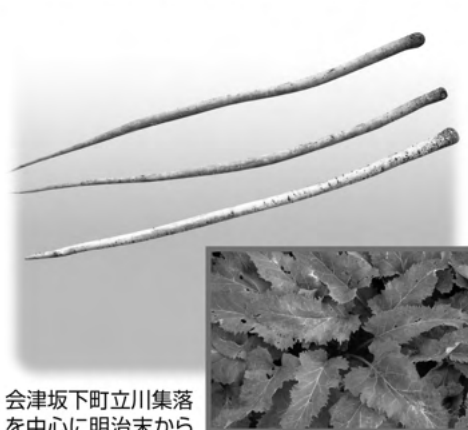
会津若松市の神指及び荒井館の内地区において昭和初期頃から栽培され、早生の丸ナスとして重用されています。果実は光沢のある巾着型に近い丸形で、直径8~10で収穫されます。果皮はやや硬く煮食、焼食用に適しています。

阿久津ネギ (阿久津曲がりネギ) ▶ 主な産地：郡山市(阿久津地区)



郡山市阿久津地区で改良されたネギで、明治30年頃に富山の薬行商人から譲り受けた種子を栽培したのが始まりと言われます。全体に柔らかく、甘味があり、総遊離アミノ酸量が現行の1本ネギと比較して1.5倍程度であると評価されています。

アザミゴボウ (立川ゴボウ・アザミバゴボウ) ▶ 主な産地：会津坂下町(立川集落)



会津坂下町立川集落を中心に明治末から広く栽培されてきたゴボウで、葉がアザミに似ていることからアザミゴボウと呼ばれています。現在、アザミ葉のゴボウは極めて珍しいものです。肉質と香りが良く、スリしにくいゴボウです。

アザキ大根 (弘法ダイコン) ▶ 主な産地：金山町



金山町の在来野菜で根の長さ5~15cm、太いヒゲ根が数多く、あたかもおたねにんじん(朝鮮にんじん)のような外観となります。辛さを活かし、すりおろしてソバの薬味として利用されます。

信夫冬菜 (信夫菜) ▶ 主な産地：福島市



福島市渡利地区から岡部地区にかけて、秋冬の桑園間作として栽培されてきたものを、昭和初期に「信夫菜」として命名しました。外観は小松菜に似ていますが、茎は小松菜に比べ細く、やや厚みがあります。

縮緬茎立ち ▶ 主な産地：会津若松市



会津若松市周辺で栽培されてきた西洋アブラナの中から選抜された茎立ち菜で、葉の縮れが強くと縮縮状となるのが特徴です。やわらかく味の良い品種で、主に春先遅くにとうだちした花茎(花をつけた茎)を利用します。

新規就農相談資料

新しく農業を始めたいあなたに…

発 行 令和7年4月

発行者 (公財) 福島県農業振興公社
就農支援課

所 在 福島市中町8番2号
福島県自治会館1階

電 話 024-521-8676

F A X 024-521-7437

E-Mail center@fnk-syunou.jp

ホームページ

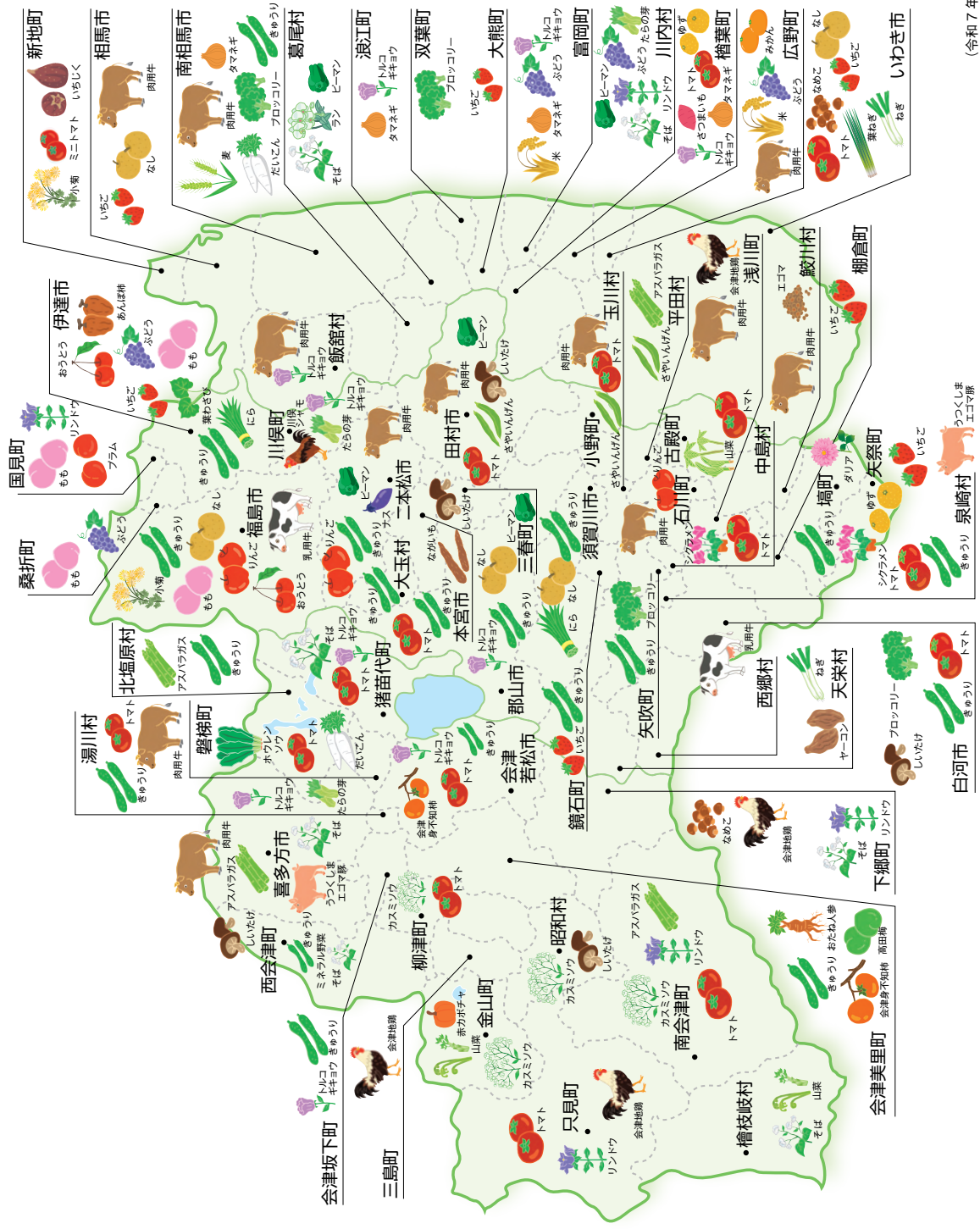
<http://www.fnk-syunou.jp/index.shtml>



就農支援センター HP

福島の農産物生産地

福島県では、多くの作物が生産されています。



(令和7年度現在)